

平成18年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年9月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成18年9月15日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	散会	平成18年9月15日 午後3時57分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	池田 修	商工観光課長(本庁)	
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	
	保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記
書記		太田 長寿		

平成18年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年9月15日（金）

本会議第4日目

午前10時 開議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
11	田口好秋	1. 防災対策について 2. 花立水路の問題点について 3. 財政問題について 4. 指定・制定について
12	野副道夫	1. ごみ処理の問題は、現状を可と考えているか 2. 住民の要請に対する対応は十分か 3. 市道改良の考えは
13	芦塚典子	1. 行財政改革
14	梶原睦也	1. 環境問題について 2. 新型インフルエンザ対策の推進について
15	秋月留美子	1. 景観計画について 2. 少子化対策について 3. 学校給食の時間について 4. 身障者用トイレについて

午前10時 開議

議長（山口 要君）

おはようございます。連日大変お疲れさまでございます。また、傍聴者の方々におかれましては、早朝よりお越しいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、副島敏之議員が遅刻であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 . 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

17番田口好秋議員の発言を許します。

17番（田口好秋君）

おはようございます。17番田口でございます。一般質問も3日目となり、中だるみがないように一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

今回は、大きく分けて四つの事柄について質問をしたいと思います。まず防災対策について、2番目が花立水路の問題点について、3番目が財政問題について、4番目が指定・制定について、以上4点を質問いたします。

まず、防災対策について質問いたしますが、防災対策についてはダムの問題と防災マップについて、この2点質問します。

まず1番目、ダムの問題について。

県が管理をしている塩田川は、平成17年度で改修工事は終了しており、現在は維持管理の状態となっています。県が進めた改良工事は、塩田川上流に3カ所のダムがあり、大雨のときにはその三つのダムで流量調査を行うことを基本として設計がなされ、堤防工事等の改修が進められたと聞いています。現在、岩屋川内ダム、横竹ダムの2カ所は完成をしているものの、改良工事の前提となっている三つ目のダムは、いまだ未解決のままです。

塩田川は別名暴れ川とも言われ、戦後9回ほど大水害が記録されています。特に、昭和37年の大水害のときには堤防があちこちで決壊し、多数のとうとい人命と貴重な財産が失われ、流域住民が甚大な被害をこうむった経緯があります。その後も昭和45年から平成2年まで数回はらんし、うち昭和51年には唐泉橋下流の塩田川左岸の堤防が再び決壊し甚大な被害をこうむり、被災者は不自由な生活を強いられてまいりました。幸い、平成3年から今日までは危険水位を越え、堤防が決壊の危機にさらされるような大雨も降っておらず、平穏な日々が続いていることは大変喜ばしいことと言えます。しかし、昨今の異常気象は全国各地において前例のない記録的な集中豪雨による被害をもたらしていることは、これも実態であります。今まで15年間、雨による災害が起きなかったからといって今後絶対に安心とは言い切れません。

塩田川改修工事の基本設計が三つのダムを前提として改修工事が実施されているのであれ

ば、当然もう一つのダムができて、その機能を発揮したとき初めて塩田川流域の住民は安心できるわけであります。

合併して新市となった今、ダムによって恩恵を受ける地域と、そのことによって犠牲となられる地域ができてまいります。塩田、嬉野両方に大きくかかわる問題、市長はどのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

次に、防災問題の2番目、防災マップの質問に移ります。防災問題を考えたときに、大きく分けて三つの問題があると思います。一つ目は、災害を発生させない手だて、例えば、先ほど質問したダムの問題、あるいは、堤防を補強し災害を未然に防ぐ手だてを講じて災害に対処するとか、また、道路や歩道を整備して交通災害の未然防止に努めるなど、災害や事故を予測してそのための条件整備を施し、災害が起きない環境整備に努めると、そういう問題が一つ。二つ目は、災害の予測に対する対処の仕方、例えば、自然災害の場合、特に考えられるのは集中豪雨による自然災害発生への予測が極めて高い場合、このような場合、行政としてどう対処していくのか、いわゆる災害に備えた指揮命令、伝達、そういった整備の問題。三つ目は、天災、人災により不測の事態が発生した場合にどう対処し、どう被害の拡大を防ぐか。以上簡単に申し上げましたが、大きく分けて三つに考えることができると思います。

住民が安全に安心してこの新しい嬉野市に住み続け、誇りと自信を持って生活していけるよう、行政は限られた予算の中で最大限の努力をすべきと考えます。災害から住民の生命、財産を守る手だてとして、行政は防災計画に基づき防災マップをつくり、住民にわかりやすく示す必要があると思いますが、市長はこの問題についてどのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

次に、花立水路の問題について質問いたします。

この問題は、馬場下排水機場の排水能力と深くかかわっています。この馬場下排水機場は排水能力が毎秒1.5トンのポンプが2基設置してあります。管理は、馬場下大区長が責任者となって行政より委託を受け、3名のオペレーターが毎月2回の点検を実施しながら管理をしています。この水路は、水路幅が上部の方で約2.3メートル、下の方が1.5メートル、通常は農業用水として利用されています。問題なのは、雨が降り地域が冠水しそうになったときのことです。このような事態になればオペレーターは当然運転を始めるわけですが、ここ排水機場周辺はこのポンプ場があるところが高く、花立水路の反対側、いわゆる上町周辺、この周辺が低いという地形にあります。特殊な地形であると言えます。ですから、ポン

プ場集まる水、言い換えればポンプで排水する水はすべてこの花立水路を通してポンプで排水されるということになります。そのとき問題なのが、ポンプの排水能力に対しこの水路の通水機能が低いために運転に支障を来しているのが現状です。このふぐあいを解決し、ポンプの排水機能を十分に発揮させるためには水路の拡幅が必要と考えますが、市長はこの問題をどのようにとらえられるのか見解をお尋ねします。

次に、大きな3点目、財政問題について質問いたします。

新市となって、はや8カ月半が過ぎました。市長は今定例会の初日、いわゆる対話集会のことに触れられました。また、その後は各種団体との協議を積極的に進めていると申し述べられました。私もこの対話集会には4カ所ほど参加しましたが、この市長の住民の声を直接聞くというその姿勢には敬意を表します。

また、この9月定例会に提案されている補正予算の中には早速対話集会で要望のあったものも予算計上しているとの説明も受けております。しかし、そういった要求に対して答えられる、あるいは実現できるものは全体の中のごくわずかにすぎないと思います。今後も行政に対しては、さまざまな要望が上がってくることは当然にあると考えられます。

また、一例として申し上げますが、市内には、生活雑排水の処理、いわゆる下水道整備事業や農業集落排水事業のように整備が完了し、行政サービスの恩恵を受けている地域、またそうでない未整備の地域とのアンバランスも発生をしております。こうした行政サービスの不均衡を解消するため、また、先ほど申し上げた住民のさまざまな要望にこたえるためには、何といても財政に余裕がないことにはこたえられないということは明白であります。そこで一つの指標となるのが経常収支比率と考えます。ここ数年、旧塩田町、旧嬉野町とも経常収支は悪くなってきておりました。ただ、合併しそれぞれを引き継いだ新市の3カ月間の決算状況は少し改善をされております。これは旧2町のとときと比べ特別職の減と職員の退職減によるものがその一つの大きな原因とも思われます。こうした一時的な改善はあるにせよ、基本的には経常収支は悪化の道をたどっています。

特に最近、三位一体の改革による補助金、交付金の削減がその最大要因ということは言うまでもありませんが、しかし、交付金が減ったから、景気が悪くなったからといってそのまま静観をするのか、あるいは歳出削減のために補助金を安易に削減、もしくは全廃することなく、収支が悪ければ改善に最大限の努力をするのが行政の責務と考えます。そして、財政に余裕を持たせ住民の期待にこたえ、地域間競争に負けない自治体をつくっていくのが

市長の責務だと考えます。

そこで、ただいま申し上げた経常収支の改善につながる問題として、2点お尋ねします。

まず第1点目は、国からの交付金が減少する中、この経常収支比率を上げるためには自主財源をふやすこともその一つの方法であります。国の方向性である三位一体の改革のことを考えた場合、この自主財源をふやすということが今後一番重要になってくると考えられます。市長は自主財源をふやすことについて、また市税等多額に膨らんでいる収入未済額の確保については、どのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

次に2点目として、経常収支の改善策として、義務的経費の削減も考えられますが、そういうものがございましたら、どのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

最後の質問に移ります。

合併前の塩田町、嬉野町には、それぞれ町、あるいはまちが指定した木や花、そして町民憲章、そういったものが制定されていまして。合併協議の中ではこの問題については新市になってから制定することとなっていました。新市となって8カ月間が経過をしていますが、いまだにこの問題について議論がなされたとは聞いておりません。市長はこの問題にどのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

以上、4点について質問いたします。この場からの質問を終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。傍聴の皆様におかれましては、早朝からの御臨席に心から敬意を表したいと思います。

17番田口好秋議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、大きく4点でございまして、防災対策について、花立水路の問題点について、財政問題について、また指定・制定についてという4点でございます。

まず、防災対策についてというところからお答え申し上げたいと思います。

不動ダムについてお答え申し上げます。

不動ダム建設につきましては、嬉野町長時代から議会答弁でも整備を推進しなければならないダムとして発言を続けてまいりました。また、西部地区のダム期成会の会議でも推進について話を出しておるところでございます。今回の市長会での嬉野から県への要望の中でも、

不動ダムについて推進されるよう明記をいたしておるところでございます。塩田川の今回の整備につきましては、御発言のように岩屋、横竹、不動の三つのダムが整備されてこそその設計になっているとお聞きしております。今後も県に対しまして訴えを強めてまいりたいと考えております。

次に、防災マップ等についてお答え申し上げます。

嬉野市の防災マップ発行についての御提案でございますが、まず防災計画を嬉野市でつくり上げるように計画をしておるところでございます。以前の2町には防災計画がありましたが、合併いたしましたので、現在策定中でございます。本年度中に嬉野市防災会議に諮り、県知事と協議をして決定する予定でございます。

先日も塩田地区、嬉野地区を防災パトロールで視察をいたしたところでございます。土石流の予見される地区や地すべりの可能性を否定できない地区など対策をとらなければならない地区は増加傾向にございます。

今回、土石流の対策として、土砂災害防止法に基づき、県でレッドゾーン、イエローゾーン等に指定し、危険防止に取り組みを始めるとのことございましたので、市といたしましても県と情報を交換し対応してまいりたいと思います。また、嬉野市としての洪水ハザードマップも作成しなければならないと考えております。

御意見の防災マップにつきましては、平成20年には作成予算を検討したいと考えているところでございます。

次、2点目の花立水路の問題点についてお答え申し上げます。

塩田町の馬場下地区にあります花立水路につきましては、先人が御苦労をされて、かんがいと排水を多面的に考慮した、地域ならではの工夫された水路として理解をしておるところでございます。複雑な水系をうまく生かしながら水路としての効果を発揮しているものと考えております。

今回の御意見につきましては、拡張することにより水田の冠水防止を早目に対処できるものとしての御意見だと理解をしておるところでございます。

現在、浦田川の停滞した用水の改善策についても御意見を多くいただいておりますので、地域を一体化した考えが必要なのではと考えておるところでございます。今回御提案をいただいておりますので、担当部で研究をいたさせたいと考えておるところでございます。

次に、財政問題についてお答え申し上げます。

合併以前の両町は、市民の御理解、御支援をいただきながら行財政革を推進し、堅実な財政運営を行ってまいったところでございます。しかしながら、国、県の財政状況が厳しさを増していく中、合併後も健全財政の努力を継続しなくてはならないと考えております。嬉野市では行財政推進の委員会を立ち上げ、継続的な努力を続けております。

御発言の自主財源の確保につきましては、景気低迷の中であっても模索していかなければならないと思っております。まずは、市民の皆様にご理解をいただく方向で御負担をお願いすること、次には、効率的な事務事業を推進し、できる限り幅広い財源を確保することに尽きると考えております。具体的には、議員御発言のように徴収率の向上、使用料金、手数料の見直し、未利用財産の処分などが考えられるところでございます。また、短期的には観光振興を図り、交流人口を増加させ、消費活動を拡大させること、長期的には定住人口を増加させ、安定した財源を確保することだろうと考えております。

次に、義務的経費の削減につきましては、幅広く取り組んでいかなければならないと考えております。施設運営の効率化による経費の削減や民間への業務委託、人件費の抑制、有利な起債事業の借入れなどを幅広く検討すべきだろうと考えておるところでございます。

次に、市の木、花並びに市民憲章の制定についてお答え申し上げます。

合併以前は2町とも町の木、町の花などを指定し、親しみを持ってまいりました。町民の融和とイメージづくりに効果を上げてまいったと考えております。御提案につきましては制定を行いたいと考えておまして、過去の2町のものを採用していくのか、新しいものを選定してフレッシュなイメージをつくるのか、幅広く御意見を聞いてみたいと考えております。

今後、取り組みの案ができましたら、市民の皆様にも御参加をいただき、制定の手続きを進めてまいりたいと思います。

加えて、市民憲章につきましても、以前の両町にも町民の目指すところを憲章として制定してありました。新しい市になりましたので、市民の融和を推進し、地域を誇りとして住み続けるためには憲章は制定しなくてはならないと考えておりますので、今後、担当課で取り組みを行うよう指示をしたいと考えております。

以上で田口好秋議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。と思います。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

まず、ダムの問題について再質問をいたします。

市長は今まで、嬉野の町長時代から現在まで推進の立場であるということをお聞きしたわけでございます。非常に私たちは喜ばしいことだと思っております。やはり塩田川、特に下流域は特殊な地形でありまして、有明海の満潮と上から降ってきて流れてきた水とちょうど重なった場合、非常に危険な状態になるわけです。嬉野の皆さんには少し理解しがたい面もあるかと思いますが、有明海は最大の干満の差が6メートルとも言われております。その塩田橋の下も干潮の場合は石原になったり干潟が出たりしますが、満潮の場合、特に9月の大潮の場合、夏場の大潮の場合は非常に水位が高くなると。そういった問題の中で、やはりダムをつくっていただいて上の方で流量調節をしていただく、これが一番の願いであります。

私は、議長をしているときに嬉野の山口前議長さんとお話をしたときに、塩田はダムの問題が非常に大きな問題であります。ダムの問題は、先ほど質問席で申し上げましたが、これは恩恵を受ける地区と、また、そのために犠牲となられる地域、こういったものの関係から、塩田としてはダムの問題は声を大にしては余り言えません、いかがでしょうかと聞いたこともあります。しかし、先ほど市長は推進ということございました。そういうことであるなら、このダムについてどのようなアクションですね、推進というばかりではだめだと。これはいつまでたっても実現はしません。そういったことで、実現のための道筋、こういったものについて市長はどのように考えておられるのか、再度質問いたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このダムの問題につきましては、思い出しますと平成8年か9年だったと思いますが、塩田町議会から嬉野町長の私に対しまして要望等もいただいておりますのでございまして、その当時のことも十分承知をいたしております。私もそのときにも約束をいたしてまいりましたし、また、合併協議会の中でも常にそういうことを頭に入れて協議を重ねてまいったところがございますので、ぜひとも実現に向けて努力をしていきたいと思っております。

このことにつきましては、もちろん今御発言ありましたように、ダムによっていろんな影響が出るところは当然あるわけでございますが、過去、岩屋川内、また横竹ダムと建設の中

で嬉野地区の皆さん方が非常に御了解いただきながら進めてまいった実績もございます。そういうことで、不動ダムにつきましても御了解いただくということを念頭に引き続き努力をしてまいったところでございます。

実は今、全国的なダムの課題がございまして、非常に逆風が吹いておるところでございます。もう一つは、県自体の財政の問題が非常に厳しくて、新設ダムということにつきましては非常に厳しい状況でございます。御承知のように、現在進んでおります鹿島の中木庭ダムにつきましても相当計画からは遅くなった段階で今進んでおるような状況でございまして、そういうこともありまして、なかなか取り組みができないというのは承知をしております。

しかしながら、実は今回、県の組織変更等もございまして、西部ダム事務所がダム事業につきましてもはいわゆる土木事務所管轄になっていくということでの連絡を受けましたので、合併以前でございましたけれども、以前のダム事務所の所長にも直接お会いしまして、この不動ダムのことについては嬉野としては引き継ぎの課題だということを考えているので、ちゃんと引き継ぎをしていただきたいということを昨年の段階では申し入れをいたしております。そういうことで、継続努力をしていこうという意思表示を既にいたしております。また今回お答え申し上げましたように、市長会の中での要望事項の中に嬉野市として項目を上げて、不動ダム建設推進ということ为先日の要望の中で正式に再度出したところでございます。まだ、答弁等は来ておりませんが、いろんな機会をとらえながら努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

非常に市長から心強い言葉をお聞きしまして、非常に安心をしておるわけでございますが、ダムはどうしても必要でございます。新幹線問題も確かに必要です。しかし、塩田川沿川の住民にとっては、この問題もそれと劣らないくらい大事な問題だと私は考えておりますので、ぜひとも今まで以上の働きかけをお願い申し上げたいと思います。

次に、防災マップについて質問をいたしますが、その前に防災計画が必要だと。私もこの問題を出したときに防災計画、そこで先ほど申し上げましたように、防災計画に基づくということを申し上げましたが、市長の答弁の中に、防災計画については本年度中に県と協議を

するという事を御答弁いただきました。この防災計画は国民保護法との関連もあろうかと思いますが、そういった点についてどういうふうな形になるのかお尋ねをいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

国民保護法の委員会もこの前スタートをしたわけでございますが、当然関係が出てまいります。と申し上げますのは、国民保護法の中に市町村長の責務として、やはり住民の安全な避難誘導ということも入ってくるわけでございまして、当然防災とは直接的には関係ないといいいながらも、全体的な市民を守るという意味では当然関係も出てくるというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

そういうことであれば国民保護法の審議の方も進捗、そういったこととも関連をするかと思えます。いずれにしたって、これは先ほど平成20年ごろに予算化するということでありました。しかし、災害というのは国民保護法とは関連しなくて、いわゆる天災そういったものについてはいつ来るかわかりません。今、台風が接近中ではありますが、ひょっとしたらそれが直撃して大雨が降るやもわからないわけでございます。

先ほど私が壇上で申し上げましたが、指揮命令系統とかいろんな問題が、複雑な問題が絡んでくるかと思えます。そういったものを一日も早く整備して、そして防災マップはできないまでも、それぞれの囑託員の皆さん、あるいは消防団、いわゆる防災マップができる前の段階で何か手を打つ考えはないのか、そういった点も質問いたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、先ほど申し上げましたように旧塩田町、嬉野町もそれぞれ保持

をしておたわけございまして、それに基づいて2町歴史を重ねてまいりました。そういうことで、合併いたしまして統一的なものはできておりませんが、意識としては同じものがあるというふうに理解をいたしております。そういうことで、今におきまして私たちの災害に対する出動体制というものはできておりますので、それをもとにしながら外部の消防団、また警察その他に連携をとっていくという形を続けるというふうになると思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

先ほど市長は土石流についても触れられました。特に山間地域については、そういったものも非常に恐ろしいものがあるわけでございます。いつ来るかわからない。こういったところで起こったのかというような、ふだん考えていないようなところでも土石流は発生をしておるわけでございますが、いわゆる避難の連絡、もう少し指示が早ければ落とさなくて済んだ命が、連絡が遅かったためというのは、マスコミの中でもちよくちよくそういった災害の後に語られておるわけです。

私も塩田にずっと住み続けておりますが、いわゆる訓練らしきもの、そういったものについてはほとんどあっていないと言えるかと思えます。確かに防災計画の中では、公民館とか学校とかそういった避難場所、そういったことについては防災計画のつづりの中ではありますよ。しかし、それを住民に周知徹底するということはほとんどあっておりません。ふだんからそういったものに対する備えというのはですね、そういったことで私は防災のマップだということで取り上げたわけでございます。とにかくこういったものは一日も早く整備する必要があるかと思えますので、その点は平成20年、確かに今の職員のある意味では不足した状態といえますが、いろいろな見方があるかと思えますが、ぎりぎりの中では非常に大変なこともわかりますが、最優先課題として取り組んでいただきたいと要望をしておきます。

次に、花立水路の問題、この問題は先ほど申し上げました防災問題とも少し絡んでまいります。この排水機場は、導入は農林水産省の補助を受けておると私は聞いております。先ほど市長の答弁の中にも、水田の冠水防止だと。しかし、先ほど地形的なものを申し上げましたが、馬場下の中でこの交差点より上を見たときに、上町というところが一番低いんです、場所はですね。いつも昔は真っ先に道路は冠水しておりました。

私も消防団にずっと入っていましたが、1 - 2のいわゆる塩田小学校の屯所の前で交通規制をかけるわけです。そこはまだ水につかっておりませんので、車はどうしても行こうとされます。しかし、上町はつかっておっですよ、どこにも行けませんということをちょくちょくやった経緯があります。

そういったところで、私がこの花立水路を取り上げたのは、水田がつかるということよりも、水田がつかっても何日もつかるとはありませぬ、ここら辺は。しかし、まず道路が冠水をする。そして、ポンプ場付近もこの上町が高いと。原町のずっと塩田橋の方に行けば少し高くなります。以前は原町のところに魚市場がありましたが、あそこは車の避難場所でした。そういった地形であります。ですから、ここら周辺で一番低いのはこの地下です。すぐ冠水します。花立水路の重要性というのは、上町よりも上、下野辺田からずっと上の方に部落として四つあるわけですが、そこに降った雨が全部そこに一点に集中します。それを花立水路でポンプ場の方に水を引く導水路ですか、そういう役目を持っておるわけですね。そういったことで浦田川に流れる水も、引いてしまえばここに流れないわけです。しかし、現実のところ引けない。きょうもオペレーターの方がそこに傍聴に来ておられます。実際に何十年も携わっておられます。ことしも4回ほど起動しております。しかし、運転始めて間もなくどういった状態になるかといったら、ブザーが鳴るわけです。出力を落とすわけですね。大体3割の出力に落とします、回転数を。そのように落とさない状態、いわゆる水が来ないんです、排水能力に対して。ですから、水田の冠水もそうですが、まず、そこら辺の水没と、そういったものを防ぐ手だてとして、花立水路は絶対にポンプの能力に合った水を通す水路にしなくてはならないということで申し上げたわけです。

市長が先ほど研究をしていくと申されましたが、研究だけではやはり、これは来ないというのが事実なんです。しかも向こうが地形が高いんです。今現在、塩田川のあそこの柳瀬井堰ですか、あれは鹿島の井堰です、転倒堰、故障しているため、転倒堰の高さをかなり抑えて鹿島の方に水を流しておられます。私はきのう夕方見たんですが、あれをあと20センチ上げたら塩田こちらの方に花立水路を通して水が流れてきます。ということは、いかにこちらが低いかということです。この上町地区が。あの今の転倒堰をあと20センチから30センチ、このくらい上げたら水は完全にこっちに来る、そこに乗った水がこちらに流れてきます。そのくらい低いわけです。そういったところから、逆にあの花立水路で水を強制的に排水しなければならないという特殊な地形のところにつくってあるというわけです。

それと、ポンプはもう一つ可搬式といいますか、備えつけじゃないものが、県が管理しているものが浦田川のずっと下の方にあるわけですが、そのポンプは能力的には落ちますが、あれは県が管理しているためにここでは申し上げませんが、いずれにしたって、この周辺部の冠水対策にはあのポンプが一番働くということでございます。そういったことで、研究と申されましたが、そういったものについて早急に手だてが必要だと思います。

財政的な問題があるといつも言われますが、その優先順位を繰り上げてでもしないことには安心できない。通行できなくなるわけですね。県道と国道、これが通行できなくなりますので、そういった点について再度お尋ねしますが、研究じゃなくて、何とかやっぱりその実施の方向に進めていただくような気持ちはないのか、再度お尋ねいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現場の事情は議員が御承知だと思いますけれども、一応私どもが説明を受けた範囲では、御意見のように、前回のときもこちらの地区の民家の2階近くまで一気に水が上がってきたと、そういう状況だったという報告は受けております。

そしてまた、花立水路の容量に対してポンプの状況も承知はいたしております。また、浦田川の地区の皆さん方からは、向こうの方の排水も同時に解消するようなことも考えたらどうかという意見も強く出ておるところでございまして、そういうことも踏まえて地域全体の計画をもう少しつくっていく必要があるんじゃないかなというふうに考えておりまして、先ほどお答えをしたわけでございます。

現場も、御質問が出ましたので私も担当と一緒に調査をいたしております。もちろん水路の拡張ということについては十分わかるわけでございますけれども、きょうオペレーターの方も来ておられるということですが、ポンプ自体のメンテナンスもやっぱりしっかりやって、そういう点で機能が落ちないようにやっていくべきだと、そういう意見も聞いておりますので、そこら辺のことを踏まえて研究をしていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

これは直接というか、冠水の件ですが、そこ今、ずうっと今回も質問がっておりますが、重伝建地域認定ですね。あの中で、いわゆるあそこを改修するとき、あの街並みは洪水対策として上に上げることはできないんです。裏の方だけ上げるということはできても、原則として上げることはできません、今の町並みから。いわゆる道路と家との景観というのを守るためには。まちの中にあちこち、この伝建の以前に自分のうちを少し改修のときに上げておられるところがあるわけですが、そういうことは今後はできないんです。伝建地区の指定を受けたためにですね。そういったこともあわせて、やはりこの地域の冠水対策には十分御配慮をいただきたいと思います。

次に、財政問題について。

先ほど自主財源のことについて市長のお考えをお尋ねしましたが、やはりまず住民の皆さんに負担をお願いしなければならないということを申し上げられました。確かにそういった厳しい状況は理解はできます。しかし、通常は、民間は収入が減れば何とかほかで努力しようという気になります。また、そうしなければ残っていけないわけです。

政府の方針で今、三位一体の改革、そしてまた交付税の見直しと、新型交付税等の問題も出てまいっておりますが、今まで行政各自治体、また今までの交付金の仕組みの中で自主財源をふやせば交付金が減るからといって余り努力しなかったというのは、これは事実だと思います。また、行政職の皆さん方にはまだその気持ちがあられるんじゃないかなと私は思います。これは、やはりもう意識を変えないといけないと思います。そういった三位一体の改革、それから、国のこれだけの国債の発行残高、いろいろなものを見れば、やはりそれぞれの自治体が財政のためには最大限の努力をしないとけない時期が来ているんじゃないかなと思うわけですね。ですから、負担をしていただく、これは言いかえれば皆さんに対するいろんなものはどんどん削りますよということになりますので、自主財源はどうしてもふやす必要があるんじゃないかなと。

また、これは余り長くやっておったら時間がなくなりますので、これだけで1時間半かかるかと思います。そういったことで、自主財源については考え方を考えていただきたい、そういったことで私はお尋ねしたわけですが、こういうものでふやすというのは明確に出てこなかったなど。中期的には交流人口、それから長期的には定住人口、そういったものが言われました。私は、今までずっと皆さん、私の前に質問をされ、また前回の質問にもありまし

たように、いわゆる工場誘致等も一つの方策だと思います。こういった問題もやはり自主財源をふやすためには大いに有効な問題ではないかと思います。

それともう一つ、嬉野で進めておられる第七、第八区画整理事業、あるいは今まで進められたそういった事業によって固定資産税は大幅にふえたかと思いますが、そこでお尋ねしますが、第七、第八の整理事業に限っていいです。そこで、固定資産税が、整理をする前と保留地処分とかいろいろあろうかと思いますが、整理後と固定資産税だけでどのくらいふえる、そういったものをどのくらいふえるということで事業をなされたのか、その点についてお尋ねします。大まかで結構です。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

それでは、数字的には大まかにまた担当がお答えすると思いますけれども、先ほどの前段でお答えをしたいと思います。

今御発言のように、自主財源を確保するということは非常に重要に考えております。そういうようなことで、企業誘致についてきのうもいろいろ御意見ありましたけれども、御承知のように、この企業誘致ということにつきましては10年スパンの時間をかけてしっかりやらないと取り組めない事業でございますので、今まで前塩田町におかれましても相当以前に取り組まれたことが今成果を上げてきているということで、今から動きをしようということでございますので、しっかりやっっていこうということを今指示をしておるところでございます。そういうことで、なかなか成果としては出にくいと思いますけれども、やはり努力は続けていきたいと思っております。

また、定住人口ということで以前から盛んに申し上げておりますけれども、旧嬉野町の政策自体がそのようなことを柱にやってきました。そういうことで、県内では珍しく戦前から区画整理事業をずっとやってきて今継続的に行っておるところでございますので、第七、第八の事業自体も定住人口を増加させるために区画整理事業を政策として取り組んできたわけでございますので、先ほど申し上げますように、究極としましては、この定住人口増加というものが地域の体力をつけていくというふうに思っております。

それで、今まで第七、第八についてはまだ具体的ではありませんけれども、第六、いわゆる旧嬉野総合支所跡の事業につきましては、以前と比べたらやはり固定資産税につきましては

10倍近くといたしますか、相当な上がり方で成果を上げてきておるといことは実際あるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

第七、第八区画整理に基づきまして固定資産税の増収の状況でございますけれども、まず第七土地区画整理事業、土地の固定資産税につきましては、現在のところ施行前に比べまして2,400千円ほど増収となっております。また、家屋につきましては17,200千円程度の固定資産税の増収です。

次に、第八区画整理事業でございますけれども、まだ土地については増収の状況はまだ完成しておりませんので、その後になります。ただ、家屋につきましてはもう既に建築された部分がございます、約40棟ほど建築がされておまして、2,700千円程度の固定資産税の増収となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

今、数字を上げていただきましたが、それは現在までの数字ですね。私は、そういった事業を着手されるときに大体どのくらいふえるかということをお尋ねしたわけですが、そのことには触れられませんでした。しかし、いずれにしたって、田、あるいは畑、あるいは雑種地、そういったものが宅地に変わるということは非常にふえるというのは間違いのないわけがあります。

それと、7番議員が轟地区の問題も取り上げられておりましたが、私はいろいろな制約とかいろんなものがあるにせよ、そういったことをやろうとしておられるところに対しても行政の支援というのは、今申し上げたようなことを考えた場合は絶対に必要じゃないかと思うわけです。しかも、事業主体が組合であれば、ある意味ではこんなおいしい話はないわけでございます。そういったことも考えながら今後、自主財源についてはまだまだいろんなも

のがあるかと思えます。公共団体がPRのためにいろいろな施策を施すというようなことも考えて、もう既に実施しているところもあるわけです。

そういったことで、今後は自主財源をふやせば交付金が減るというようなそういった考えじゃなくて、自主財源をふやせば自分たちがよくなるんだと、これはもう明らかで、交付金を受けてない団体というのは全国で160何団体かあるわけですね。そういったところは非常に豊か。で、一つお尋ねしますが、例えば1億円自主財源がふえたとして、交付税に影響する額は幾らぐらいですか、お尋ねします。交付税が減になる額、大体で結構です。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

標準的な財政規模等いろいろありますけれども、基本的に交付税の現在のシステムで算入をいたしますと、75%を自主財源の算入率と見まして、75%の分が加算されるということで交付税が減ることになります。1億円になりますと結局、75,000千円が自主財源にふえて、その分が交付税が75,000千円減るというふうな算定になるわけですが、だから、あくまで25%の分は余裕財源になるわけですので、先ほどから議員おっしゃるように、やっぱり自主財源をふやす努力を当然すべきだということで考えております。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

もう一つお尋ねします。

数字的なものは今回余り言わないようにと思っておりましたが、決算書を見たときに、いわゆる不納欠損で落とされておられるわけですね。この不納欠損と交付税の絡み、これについても一つお尋ねしますので、お答えをよろしくお願いします。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

不納欠損と交付税との関係、影響という御質問でございますけれども、交付税の基準財政収入額といいますか、この算出に当たりまして不納欠損は考慮されておりません。加味され

ておりません。したがって、交付税に直接的な影響はないとは思いますが、不納欠損となった分が課税された年、3年前とか5年前に課税された年には当然収入があるものとして計算をされております。そういった意味では、不納欠損をすれば自主財源がその分少なくなると、そういった意味での影響はございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

不納欠損をなぜ言うかという、今申されましたように不納欠損を出したら損だということ、交付税でカバーしてくれないということですね。そういった意味で、私は確保についても申し上げておりますので、ちょっとだけ触れますが、やはり年々ふえてきております。金額は申し上げません。しかし、びっくりするようないわゆる収入未済額、この問題はそのままにしておけば不納欠損にかなりの額がいくわけですね。ですから、収入未済額についても財源でございます。税の公平性もなくさない意味においてもこれは当然努力するべきだと思いますので、答弁は要りませんが、とにかく最大限の努力をしていただきたい。

普通、民間は、例えば利益が3%出るとします。焦げつきが10,000千円出たら売り上げは何億しなければならぬか、そういうふうな考えを持つわけです。ですから、そういった意味で不納欠損を出さないように、またそのためのいわゆる収入未済額を減らす努力、そういったものには惜しまないで努力をしていただきたい。また、収納嘱託員任せでは絶対にだめだと思いますので、これはよろしくお願い申し上げます。

財政削減についてもいろいろ市長申し上げられましたが、やはり住民は今までいただいていたものがなくなるというのは、あるいは減らされるというのは、非常に行政に対して理解は示しても、心の奥底ではやっぱりかなりの変化があるわけです。対話集会などで直接は恐らく出てこないと思いますが、住民同士は、例えば老人会に行けば、御理解をいただきたいと私たちは申し上げる立場にあります。しかし、やはりそういったところでは出て、市長が目の前におって対話集会では多分出ないと思います。そういったことも考えていただきながら削減に対しては十分に配慮をしていただきたい。そのためには先ほど申し上げた自主財源をふやす必要があるかと思っております。

次に、予定よりちょっと時間が押しておりますが、指定・制定について。

それぞれに今まで嬉野町はお茶とケヤキ、それから花はフジ、塩田は椎の木と桜、こういったのがあったわけですね。それと、キャッチフレーズ等もありました。「暮らし充実、誇りの持てる町づくり」、あるいは「元気になる、元気にさせる嬉野町」、そういったことが一つの住民の、うちの木は椎の木ですよ、うちの花は桜ですよ、そういった一つの目安となってきたと思います。また、町民憲章については一つの方向性を示してきたと思うわけです。先ほど町長は手続をとっていくと言われましたが、大体その手続をとって、いつごろまでにというお考えなのか、期日です、そういったところをお願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

担当といたしましても、既に幾らかはアイデア的には温めておるところもございますので、来年には設定をしまいたいというふうに考えております。ですから、ちょうど1年たちますので、そういう形で設定できればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

先ほど市長は、両町それぞれなれ親しんできたものだと、そういった形でどちらをとるかとか、あるいはどちらともとか、いろいろなそういった問題はあろうかと思えます。しかし、いずれにしても新しい嬉野市となったわけでございますので、一体感を持って融合、あるいはお互いに一緒に進んでいくという方向性、そういったものを考えて一日も早くこういったものを制定・指定していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで田口好秋議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。14番野副道夫議員の発言を許します。

14番（野副道夫君）

皆さんおはようございます。14番野副道夫でございます。ただいま議長のお許しをいただ

きましたので、通告書に従いまして一般質問を行います。

傍聴の皆様方には、連日お越しをいただきましてありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

なお、質問に入ります前に、路線名の訂正をお願いしたいというふうに思いますが、大きな質問の3番、(2)番の中で、私が「市道羽白越線」ということで記載をしております。先日、建設課長からおしかりをいただきまして、市道羽白越線はありませんよという指摘を受けました。正式な名称は「市道鳥越線」であるということですので、そのように訂正をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから質問に入りますが、今回は大きく分けて3点、ごみ処理の問題、事件に対する行政の対応について、また市道の問題につきまして、市長の考えを問うものであります。

まず1点目は、ごみ処理の問題であります。広川原キャンプ場において排出をされるごみ処理の方法について疑問を感じますので、質問をいたしたいと思います。

御承知のように、今日、自然環境の問題、あるいは水環境の問題、生活環境の問題などなど環境を取り巻く状況は非常に悪化の方向に進んでいることは言をまたないことであります。モラルの低さを物語っているのじゃないかというふうに思っております。

食の安全性につきましては声を高くして叫ばれた経緯がございまして、改善の方向に進んでおるわけですが、しかしながら、自然環境の中における安全性については、まだまだ関心が薄いのではないのでしょうか。自然が汚染されることこそ私たち人類にとって最も恐ろしいことだというふうに思います。当市にありましては広川原キャンプ場を有してありまして、すばらしい自然環境に浴することがいつでも可能であります。

私が今回取り上げました広川原キャンプ場において排出されるごみ処理の方法につきましては、現在、農林課の職員によって対応をされているということを知り及んでおります。このことは経済的な面、その他いろいろな視点から検討された結果であろうというふうに思いますが、広川原集落のごみステーションからものの2分も走れば広川原のキャンプ場に着くわけがございまして、なぜ業者に委託をすることなく職員が対応しなければならないのか、そこら辺の理由をお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、ポイ捨ての件であります。嬉野市の美化条例の中にポイ捨て禁止の条項が規定をされておりますが、一向に減らすことのできないポイ捨てであるというふうに思います。

この条例がどのように威力を発揮しているのか、また条例の適用を受けて告知に従わない場合は法律の規定を受けることになっておりますが、この場合、どのような罰則を受けることになるのか、そこら辺についてお伺いをいたします。

次に、産業廃棄物処理場の問題であります。全国的には産廃処理場におけるトラブルが随所で発生をしております。処理場として許可を受けるまでの間においては、施設的设计、その他処理計画の上では基準に適合する内容であろうというふうに思われますが、許可後、稼働をしてからの定期的な調査が行われているのか、もし稼働後の調査が行われていないとすれば、他県で見られるような危険物の投棄、あるいは異物であるとか、違法物などの処理がなされる危険性もございます。水環境が侵されるようなことになれば取り返しのつかないことになるというふうに思います。嬉野市内に許可を受けた業者、廃棄物処理場が何カ所あるのか、まずお尋ねをいたします。

大きな2点目は、住民の要請に対する対応の問題であります。

住民の要請に対して迅速に対応されているというふうに思いますが、最近、災害、その他住民の要請に対して対応が非常に遅いというような発言を耳にすることがあります。それがあたかも合併に起因しているような発言があるわけございまして、私もその実態はよくわかりませんが、合併を推進してきた者の一人として責任を感じるものでありまして、合併が原因で対応が遅くなることはあり得ない旨の答弁は随所でいたしますけれども、合併によって職員数は減少しているわけございまして、現実的には目には見えないにしても、そんなことは若干の影響はないとは言えないのかもという自問自答をする場合がございます。今でも条例定数をかなり割っているようではありますが、それが実態であるとするれば、住民サービスのあり方についても精査をしなければならない。住民と住民の義務と権利のすみ分けを明確にすることも一つの住民サービスではないかというふうに思いますし、合併を機にいい時期でもあるというふうに思いますので、市長の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

あと市道の問題につきましては、質問席から質問をいたしたいと思っております。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

14番野副道夫議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が、ごみ処理の問題は現状を可と考えているのか。2点目が、住民の要請に対する対応は十分か。3点目は、市道改良についてということでございますが、3点目につきましては後ほどということでございます。

まず、ごみ処理の問題は現状を可と考えているのかについてお答えを申し上げます。

まず、広川原キャンプ場関連でお答え申し上げたいと思います。

広川原キャンプ場につきましては、ことしも多くの皆様に御利用をいただきました。県外からの利用が増加しており、幅広く支持を集めているものと思います。先日開催いたしましたアルプホルン大会には関東地区からの参加者もおられました、高い評価をいただいております。管理に御協力をいただいております広川原の地域の皆様に御礼を申し上げます。

ごみの問題でございますが、原則としては利用者に持ち帰りをお願いしておりますところでございます。残ったものにつきましては、収集距離の問題もあり、管理をお願いしております地域の方に分別をお願いし、市役所の農林課職員が持ち帰り、中継基地へ持ち込み処理をいたしておりますところでございます。

今回、収集業者との協議を行いまして収集範囲に入れてもらうことになりましたので、次回からは通常の回収で処理できるようになったところでございます。

2点目が、ポイ捨てについてのお答えでございます。

市内の多くの場所でポイ捨てが行われているとの情報があり、職員が出かけて処理をいたしております。また、不法投棄も多く見られるところでございます。市道周辺や林道、また河川内などに散在をいたしております。

お尋ねの違反に対する罰則につきましては、5年以下の懲役、または10,000千円以下の罰金となっております。市役所といたしましてはポイ捨ての禁止はもちろんでございますが、不法に投棄されているものにつきましては、現場に立ち入り、持ち主がわかれば注意をした上で回収を命じておりますところでございます。また、回覧板や市報などで、ごみ問題への理解を訴えておりますところでございます。

次に、産業廃棄物処理場についてでございますが、産業廃棄物につきましては、知事の許可によって処理場の設置が認められているところでございます。また、適切な管理が求められております。現在、嬉野市内には3カ所ございます。嬉野地区2カ所、塩田地区1カ所でございます。現在、嬉野地区の1カ所は休止状態で利用されておりません。なお、3カ所とも安定型として許可を受けておられるところでございます。

次に、住民の要請に対する対応は十分かということにお答え申し上げます。

嬉野市内を回らせていただきますと、災害と闘ってこられた歴史を見ることができます。嬉野、塩田地区とも過去多くの水害や火災を乗り越え、災害に強い嬉野市をつくっていく努力を重ねてまいりました。また、私たちもそのような努力が求められると考えております。合併後も6月、8月、9月に県、消防、警察などと合同で防災パトロールを行ったところでございます。

御発言につきましては、市役所としては努力をしておりますが、早目早目の対応を今後も指示してまいりたいと思います。本庁と支所両方に担当職員を決め、できる限り迅速に活動できるように努力をしております。加えて今回も4回ほど災害対策連絡室を設け、対応をしたところでございます。

以上で野副道夫議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

広川原キャンプ場のごみ処理の問題については今後、収集業者で対応するということですので、安心をするわけですが、担当職員でそれを対応するということになれば、労力の問題はもちろんであるわけですが、精神的な問題もかなり出てくるというふうに思うわけですね。だから、経済的な問題、財政的な問題があるかもわかりませんが、やはりそこははっきりして業者に委託をする。以前は業者が収集をしておったわけですから、業者に委託をして収集をするという方法でやっていただかなければならないというふうに思うわけです。

何でもこういうことを取り上げたのかということは、先刻、市長の答弁にもありましたように、原則お客様の持ち帰りということだということで御答弁をいただきました。お客様の持ち帰りということが原則ではありましようけれども、どこの遊園地に行ってもそうなんです。来たときよりも美しくというのが原則だというふうに私も思っておりますが、そのことがお客様の立場から考えた場合に、本当にキャンプ場を使う人の立場になって考えた場合に、どうなのかなというふうに思うわけです。したがって、お客様が当然だというふうな理解されるお客様ばかりであればいろいろ言うことはありませんけれども、キャンプはやった、そしてごみまで持って帰らにゃいけなかったというような現状があるのじゃないかなという

ふうに疑問も抱くわけですね。そこら辺についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる広川原のキャンプ場を中心にお話ししますが、キャンプについてはもちろんでございしますが、自然環境の中で生活をするわけでございますので、やはり原則ごみは持ち帰っていただくというのが当然のことだというふうに理解をいたしております。

また、特に広川原キャンプ場については林業関係の予算をお願いしたわけでございますが、設置の目的がやはり社会教育の場としても考えているところでございますので、そういう点で今までお願いをしてきたと、これは全国的なキャンプ場もそうであろうと思っております。また、以前は焼却ということも可能でございましたので、敷地内での焼却というのがありましたけれども、最近はその禁止をいたしております。そういうことで、すべて持ち帰りをお願いしておりますけれども、やはり残るとということもございまして、私どもの方で処理をしてきたということでございます。

また、これは広川原のキャンプ場については特に洗剤等も環境に優しい洗剤を使おうということで、以前からいわゆる安全面に配慮した洗剤を使用するように提唱をいたしておりますので、そういう点では御利用者の方も理解はしていただくんではないかなというふうに期待しているところでございます。

また、どうしても残りましたごみについては、先ほど申し上げましたように今回から業者の収集がお願いできるようになりましたので、今までとは少し形が変わってスムーズに行くのではないかなというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

山に入られた方を私も信頼をしないというわけではありませんけれども、要するにキャンプ場で乗せたごみは確実に自宅まで運ばれているかということも一考を要するところじゃないかなというふうに思うわけですね。というのは、要するにキャンプ場で乗せたごみそのも

のが、途中でポイ捨てにつながってくるというふうな現象が起こっておるんじゃないかというふうに思うわけです。いろいろ紙であるとか、その他もろもろの分についてはそうないかもわかりませんが、要するに飲み物、ビールであるとか、その他ジュースであるとか、ああいった缶類であるとか、瓶類であるとか、ああいうのは私たちも年に2回ぐらい県道の草払いをするわけですが、ちょっと死角に入れば、やはり缶をけるというようなそういうふうな感じのところが多いわけですね。だから、人目がつくところについてはなかなかポイといかないけれども、少し死角に入ればポイにつながってくるというふうなところが随所に見られるわけですし、そこら辺を確実にキャンプ場で乗せたごみが自宅まで着けば、これはもうそのことが一番いいわけですが、そのところがどうだろうかというふうに思うわけですが、今後、指導体制の中でそういうのも必要じゃないかと思うわけですが、それはいかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言につきまして私もお聞きしたこともございます。市道周辺と申しますが、展望台の方に行きますとお茶畑がたくさんあるわけですが、そういうところに缶が投げ捨てられているというふうなことでございます。しかし、それが直接キャンプ場に来られた方かどうかはわかりませんが、茶園の中にもそのようなジュースの缶とかそういうものが落ちていたということは時々聞きますので、そういう点はできるだけ利用者の方にも啓発をして、ぜひ自宅への持ち帰りということについてもお願いをしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

世界遺産として資格を有しております富士山が、要するにふもとのごみの山であるがゆえに登録ができないというような現象ですね。だから、ああいった非常にとうとい山でもそういうことがあるわけですから、特に、ああいった田舎の地においてはポイ捨てがしやすいよ

うな現状にあるわけですし、当然ポイ捨ては未然に防がなければならない、そのことは行政の責任じゃないかなというふうに思うわけです。

私は、ずっと以前に嬉野町のときにポイ捨ての条例を制定されました。そのときに委員会の中でポイ捨ては条例の適用を受けますという看板を随所に立てなさいという指摘をした経緯がございます。ポイ捨ては条例の適用を受けますということだけでも、かなりの効果は発揮するんじゃないかというふうに思うわけですね。結局そこだけをとらえて申しますと、要するにポイ捨てがどういった条例の適用を受けるのかというのは、捨てる側にとってみれば不安があるんじゃないかというふうに思うわけですし、そういった小さな看板を、あれ何千円かすれば1枚できると思うわけですね。だから、そういうのを例えば、広川原キャンプ場周辺、あるいは上の茶畑の周辺とか、あるいはそこに通るところの通路であるとか、あるいは春日溪谷の周辺であるとか、目に見えるところにそういったポイ捨ては条例の適用を受けますよということだけの文言で看板を立てれば、かなり効果は出てくるんじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

箇所的には十分把握はしておりませんが、一応ポイ捨てについての注意というのは看板としても立てるところは数カ所あるんじゃないかなと思っております。ただ、文言について、条例適用がどうこうということについてはちょっと確認しておりませんので、御意見を参考にしてこれから研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

文言についてはどうでもいいわけですが、とにかくこら辺にポイ捨てをすることによって何かの罰則があるんじゃないかというふうな認識を与えることが、要するに私は効果を発揮するんじゃないかというふうに思うわけですね。

先日、市長も御存じのように春日溪谷でいろいろ会議がございまして、その折にも私も出

席をさせていただきました。帰りには駐車場のところに若干のごみがあったわけですね。またその後、今度はアルプホルンの会場に行って、帰りには春日の方に回って帰って、あそこを見て帰ろうと思って見て帰ったら、もうそのときにはございませんでした。だから、ごみ処理はされてはおったんですけれども、そこに立ててあった看板というのは、「ごみは捨てないでください」というだけの看板だったわけですね。だから、ごみは捨てないでくださいというのは、もうそのままストレートに受けるわけですね。捨てないでくださいということだけで、だから、もう少し含みを持たせて、何か発見されたらやられるのじゃないかというような含みを持たせた看板の方が効果があるというようなことから、ポイ捨ては条例の適用を受けますというような言い放しの看板でいいんじゃないかというふうに思うわけですね。

先日、どこだったですかね、横浜だったですかね、広場で花火が夜中まで上げられて非常に地域の住民が迷惑をしておるといふようなことで、テレビの放映があっていたんですが、そのときにも花火に対しては要するに市で禁止条例があると。ところが、花火はやってはならないという禁止条例があるだけで、その先の要するに罰則規定がないと。したがって、そこから先はもうどこも手が出ないといふような条例に終わっているわけです。だから、条例を制定されるのはいいわけですが、その条例に基づく、要するに先までの罰則規定というのがあることによって、その条例がかなり威力を発揮するのじゃないかというふうに思いますので、ぜひ看板の面についてもお願いをしたいというふうに思います。

次に移っていききたいというふうに思いますが、次は産業廃棄物処理場の問題であります。

産業廃棄物処理場につきましては、嬉野市に3カ所あるということにして、知事の許可であって、当然、調査権者も知事であるというふうに思うわけですが、立ち入って検査をするということは市としてはできないにしても、そこら辺の実情を見た上で、その実情に対しては県に対して進言をすることができるというふうに私は思うわけですね。

特に、御承知のように8月には漂着ごみの問題が新聞、テレビを大変にぎわせました。私たちは、どちらかといえば他人事みたいなことで見ておったわけですが、有明海の漂着物のもとというのは、私たちにも責任がないとは言えないというふうに思うわけです。恐らく海から有明海に上がってくるよりも、山から有明海の方に流れていくというふうに思うわけですが、私たちもそういったところは気をつけていかなければならないというふうに思うわけですね。特に、その中に医療廃棄物が6,000個あったと。そして、その中で300何十個は中国の名前が入っておったといふようなことがあったわけですね。だから、基準に従って

処理をされておれば、こういうことはあり得ない現象だというふうに思うわけです。

特に、冒頭にも申し上げましたように、嬉野で2カ所というのは大野原に1カ所、それから鳥越峠に1カ所というのが現在稼働している処理場じゃないかというふうに思うわけです。特に、大野原の処理場については、要するに嬉野にとっては水がめの上の処理場であるというふうに思うわけです。もしあそこが汚染をされて、そして汚水が流れ出すというような状況があるとすれば非常に嬉野としては打撃を受けるということになるわけですし、恐らくその処理の中ではそういうことはあり得ないというふうに思うんですけれども、ないとも言えないわけですから、もし大野原の処理場について何か感じられた、あるいは見られたということがあればお教えいただきたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど議員の御発言の中で嬉野地区2カ所と申しますのは、大野原地区と下岩屋地区でございます。下岩屋地区は現在休止中ということでございます。

大野原地区の処理場につきましては、先ほど申し上げましたように安定型ということでございますので、特に水問題については問題はないというふうに考えております。また、県の方の許可をいただいて処分をしておられるわけでございますが、県の方も立ち入りとか、また調査も定期的にやっておられまして、現在、今のところは一切問題はないという報告を聞いておるところでございます。そういうことでございますので、安定型の性格上、特に問題は出てきておらないというふうに考えております。しかしながら、地元の方もいろいろ御心配な点もあられると思いますので、県の定期的な立ち入りの際には、要請があれば私どもの職員も同行するという形で見えはいるということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

特に大野原の処理場については、当初許可を受けられた業者から名義は当初の名義でありましようけれども、実際処理をしていらっしゃる方は権利は移っておるというようなことも

聞いておりますが、そこら辺はいかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どもの把握しております範囲では、名義はそのままで行われているというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

私も聞いたのは、要するに名義は当初許可を受けられた方の名義であると、しかしながら、今現在は使用権者ですか、使用をする権利がほかに変わっておるといようなことを聞いたわけですね。だから、そこら辺についてはどのような形で許可を受けた方と現在の使用の権利を持っていらっしゃる方との取引があっているかわかりませんが、そういう形でその権利がどんどんどんどんはしごをしまっていると、どうしても当初許可を受けた方からだんだんだんだん規制そのものが薄らいてくるという現実も出てくるわけですね。だから、そこら辺は一応県に申し出をされてどのような状況になっておるのか聞いておかれることも一つの手じゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは、私も直接行ったわけじゃありませんけれども、道路を通るだけでは見えない地であるわけですね。特に大野原の場合は。その地にあって、私が知っている人が、あそこは石場でもあるわけですから、石を購入に行ったと。石を購入に行って、石は道路側に並んでおったから買うてきたけれども、その先には要するに産廃処理場があったと。その産廃処理場の中で非常に異臭を感じたというふうな現実があっているわけですね。だから、その異臭を感じたというのは、その医療廃棄物なのか何なのかは確認はしてないわけですからわかりませんが、異臭が発するということが何か原因があつてのことでしょうから、そういったのはっきりさせておく必要があるんじゃないかなというふうに感じたものですから、この問題は取り上げておるわけです。

特に、先ほど申しましたように、権者がかわるといことは、規制そのものがだんだんだ

んだん薄らいでくる条件にもなってくるわけですから、本当はそういう現象があってはならないわけですが、そこら辺は直接に検査をする権利は要するに市町村にはないにしても、実際に立ち寄って見ることは可能でしょうから、立ち寄って見て、そして異臭を感じるのか、あるいは感じないのか、そこら辺のところも、例えば、回ったついででもいいわけですから、一応立ち寄って実情を調査しておくということは市町村の責任でもあるというふうに思うわけです。ただ、権利を与えた知事だけでなく、その実情がどういう状況にあるということは当然、調査権は知事が持っていたにしても、当然そこを調査して、そのことを県に進言する権利は市町村にもあるというふうに私は理解をしますので、そのことはぜひひとつ立ち寄って見ていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言のいわゆる名義変更はなされていないのに利用者がかわっておるじゃないかということにつきましては、しかし、どのような状況であろうとも、許可の範囲内でしか処理はできないということが原則でございますので、これにつきましては県の許可の範囲の中で処理をしておられるというふうに思います。そういうことで、もう一回県の方にも御発言等もおつなぎをいたしまして、再度確認をさせていただきたいと思います。

また、私どもの職員の件でございますが、先ほど申し上げましたように県と一緒に要請等があれば、過去にも同行したこともございますので、そういったのは県と協議をしながら対応していきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

特に、先ほども申しましたように大野原については水がめの上ですから、水がめの上で変な状況になってしまったんでは全く取り返しのつかない、例えば、10年かかって汚染されたのは50年かかって改善をされるというふうな時間がかかるわけですから、ひとつぜひそのところは考えていただきたいなということを強く要望しておきたいというふうに思います。

それから次には、行政の対応の問題でありますけれども、先刻も申しましたように、最近市になってから非常に対応が出来るというふうな苦言が聞かれたわけですね。合併後、日が浅いこともあるわけですが、合併したためにこうだと言われれば私たちは非常に辛い立場になると、追い込まれるということになるわけですし、合併を起因として住民サービスの低下があってはならないというふうに思うわけですね。

だから、私たちも要するに合併は何のためにやったんだということが根本的に崩れてくるというふうに思うわけですし、住民サービスを低下させないために合併をやったということが大きなメリットとなって出てこなければならぬというふうに思うわけですし、特に職員の配置についても、住民に直接接する課というのはそういったところも御配慮をいただきたいというふうに思うわけですね。あるいは建設課の対応であるとか、あるいは農林課の対応であるとかというふうな、そういうところが非常におくれて対応されたということになれば住民としても納得できない面もありましょうし、もちろん窓口は窓口として充実を図らなければならぬでしょうけれども、そういった出向いて行って住民と接する場合には迅速性が問われるわけですから、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御意見につきましては十分理解をすることでございまして、努力はいたしておりますけれども、十分でない点があるのではないかなと思っております。特に、両町の職員が異動等もいたしております、そういう点でなじみになっていない職員もおおいますので、そこらについては再度指示をいたしまして遺漏のないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

特に、さっきも申しましたようにまだ合併後日も浅いわけですから、塩田の人が嬉野を熟知する、あるいは嬉野の職員が塩田を熟知するということは非常に難しい問題があるという

ふうと思うわけですが、やはり何と申しまして、そのことが住民に迷惑をかけるような行為であってはならないというふうと思うわけですから、ぜひひとつそのところは考えていただいて、そして今後の職員の配置などなど取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、やはり私たちも合併したぎこうなった、合併したぎああなったと言われるのが一番つらいわけですし、こういうことであれば合併しなけりゃよかったというようなところに、勢いどうしてもそういうふうな方向に住民は見ておられるわけですね。だから、そういうことが今後あってはならないというふうと思うわけです。したがって、そのことは恐らく市長、嬉野市くまなく回っていただいて、そして対話集会を開催されたわけですから、あらゆる地域においてそういった問題も出てきたのじゃないかというふうと思うわけですが、やはり市長が盛んに旗を振っても職員がそれについてこなればどうにもならないわけですし、市長が笛を吹けば職員が踊る体制を早くとっていただきたいというふうに思います。そのことは私たちも非難をされないように、あるいは行政としても非難をされないように対応していただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいと思いますが、市道の改良の件であります。要するに皿屋バイパスが開通をしました。したがって、吉田に入るのど元と申しますか、バイパスの開通前は皿屋の街を通過して吉田に入っておりましたけれども、今現在は皿屋の街の中からのど元が納戸料に移行をしました。納戸料から吉田保育園の前を通過して羽口に抜ける道路というのは、要するに吉田ののど元だというふうに思っておるわけですね。あそこが一番吉田の出入り口になるというふうに思っております。

幸いに今回も地元集落から陳情もなされておりますので、恐らく委員会としても採択をされるのじゃないかというふうと思うわけですが、このことについては以前私も県道に編入をしたらどうかというようなことで一般質問で取り上げた経緯もございます。県道に編入をしていただければ県に対して、さあせい、もうせいというような私たちは陳情を重ねていくということでいいわけですが、当然市道である以上は市が責任を持ってやらなければならないというふうと思うわけですし、いろいろな形で陳情がなされ、あるいは吉田の行政嘱託委員会からも陳情がなされたというふうに思います。今現在どのような構想を市長として描いておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

納戸料交差点の改良の件でございますけれども、これは以前からの課題でございます、実は、皿屋バイパスの開通の際にも県と協議をして何とか改良ができればということで随分担当課も協議をいたしました。しかしながら、今の現状を御理解いただきますように非常に厳しい状況で取りつけ等がなされておりました、そういう点でなかなか改良に踏み切れなかったというのが現状でございます。今回、何とか取り組みをしたいということで動きをしておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

私といたしましては、やはり今の交通安全を確保するという意味で直角に取りつけをするという方法を今の場所がいいのか、ほかの場所で直角に取りつけができるのか、どちらかに決めてからの話になっていくのではないかなというふうに予想をしているところでございます。以前もそういうことで随分検討をいたしましたけれども、どうしても取りつけができなかったということで断念したことでございます。また、今回いろんな御意見もいただきまして努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

ちょうど現地は、私よりも市長が御存じと思いますが、民家がちょうど県道と市道の合い中に1軒ございます。あの民家の移動ができれば容易にできるんじゃないかというふうに私は思うわけですが、その方がどういうふうな感じを持っておられるかわかりませんが、あそこを民家の立ち退きをいただいて、そして上の県道につなげてくるというような法線が一番いいんじゃないかというふうに思うわけです。あそこの県道から入り口が上に行けば行くほど、もう下にはおりてこないというような現象が起こってくるんじゃないかというふうに思うわけですね。だから、極力、納戸料の交差点に近い位置で下の市道におりていくというような法線をとられた方がいいんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つは、今、皿屋の駐在所から納戸料の交差点まで県道であるわけですね。あの県道というのは今後どのような方向になっていくんですかね。あの県道は当然市道に変

更になるのか、それともその県道はそのまま維持していくのか、そこら辺はいかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前からそのことにつきましても皿屋の町内の県道と、それからいわゆる納戸料の交差点から旧駐在所前の県道と、それについてはいろいろ協議はあっておりますけれども、まだ結論としては出ておらないというところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

特に、あそこら辺の現在市道がどのようになっておるのかですけれども、先ほども吉田のど元だと申しましたように、非常に交通量もふえておるわけですね。先日は東吉田のお年寄りの方から電話がございまして、実は、私は吉田農協にしょっちゅう行っているんだと。自転車で行きよったぎね、非常にえすかったよ、何とかならんとねていうて電話がかかってきました。私も、若干時間がかかりそうですので、もうしばらく待ってくれんですかということでお話はしたんですけど、非常に危険性のある道路になっておるわけです。私は、本当ならもっと幅員を拡幅して、そして歩道は歩道として設置をして、そして正規の道路をつくってくださいと言いたいのですが、そこまで申し上げますと何年も何十年もかかるというふうな状況でありますので、まず羽口坂の橋のところ、それから保育園のところのあの変形のところ、納戸料の出口の問題、あの路線には3カ所のネックがあるわけですね。だから、そのところを何とか早急に改良できないかなと。そのことによって、かなりあそこの通りはよくなるけどなというふうに思っておるわけですね。

その早急という考え方は、今市長述べられたように検討しておるといようなことですが、けれども、極力今年から来年度にかけては検討をしていただいて、そして地元からも、あるいは吉田の地域からも陳情があっているように、そこにこたえていただきたいというふうに思います。そのことはいろいろ子供たちの通学路である、お年寄りが自転車で通る、歩いて通る、しかも道幅が離合するのに精いっぱいという道路幅員でありますので、そこら辺も

考えた上で改良に踏み込んでいただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、次の市道、先ほど申しましたように羽白越線と書いておいて、どうも申しわけありませんでした。建設課長からおしかりをいただきまして、あれは鳥越線だよということでおしかりをいただいたわけですけれども、私も市道、県道、国道それぞれくまなく回るわけですが、恐らく私が言っている羽白越線 鳥越線というのが今現在、集落の一番端まで改良がされております。そこから峠までが下野線、下野側ですね、それから下野側を越えて、そして何十メートルかおりたところからもとの下吉田の駐在所のところまで、ここの間が恐らく300メートルか幾らか、400メートルかありましようけれども、本当に道が狭いし、路面が悪い。私は、ここは恐らく嬉野市内の中でもワーストスリーに入っておる道路じゃないかなというふうに、路面じゃないかなと思っておるわけですね。もちろん殿ノ木庭周辺の道路についても非常に悪いわけですけれども、もっともここも悪い道路だなというふうに思っておりまして、ここの改良については今後どのような構想をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

市道鳥越線、特に羽白越の峠以降、下吉田地区までということですが、この下野地区につきましては水路を利用して拡張をずっと続けてまいったところございまして、何とか解決はできているんじゃないかなと思っております。下吉田地区の皆さん方からも非常に要望も多うございまして、また議員御発言のように、お茶畑の中の本当の農道的な市道になっております。そういうことで、通学の子供さんもいらっしゃいますし、必要ではないかなと思っております。全体的には市道の整備の中で考慮するということになりますけれども、私といたしましてはやはり整備が必要な路線という認識は持っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

先ほどの納戸料の市道じゃありませんけれども、全面的に水路を利用して改修をされずと山の方に登ってある、そこは私たちも認めるわけでございますけれども、まず集落の端から、そして峠まで、あるいは下吉田側の200メートルか幾らか、その間は全体的に改良ができればそれが一番いいわけですが、恐らく全体的に改良することになれば相当の時間を費やさないとできないんじゃないかというふうに思っておるわけですね。だから、少なくとも最低路面の補修をしていただければかなりいいんじゃないかなと思うわけです。路面の蛇行と、それからもう一つは礫石を並べたようなコンクリートのひび割れですね、あの路面ですから非常に危険性があるわけですから、あそこは何とか近い将来、非常に近い将来に路面の改修をするということではできないでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御要望については十分承知をいたしております。ただ、全地区から市道の改修ということで非常にたくさん上がってきておりますので、そこらを調整しながら取り組んでいければというふうに考えておるところでございます。状況は十分把握をいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

市道についての状況は確認をしておるということですので、私も近い将来に改良をされるんじゃないかということで夢を見ながらやりたいというふうに思うわけですが、やはり市道についても、幅員がないだけの市道であったり、あるいは路面が非常に荒れている市道などなどいろいろあると思うんですが、どうしてもあその場合には先ほども申しましたように幅員は狭いし、路面は悪いしというようなことで、要するにダブルであるわけですね。だから、そのことはぜひ改良をして非常によかったと言われるような、ああいうところに合併してよかったと言われるような結果が出てくるんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、そのところをぜひ実現に向けてやっていただきたいということをお願い申し上げます。

それじゃ、もう終わりたいと思いますけれども、まず広川原のキャンプ場のごみ処理の問題につきましては、次年度からは業者で収集をするということで確認をしたいと思いますが、よろしいですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

冒頭お答えしたとおりでございます、既に収集業者の方との協議は済ませておりますので、そういうことで取り組めるというふうに報告を受けておりますので、できると思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

それじゃ次に、要するにポイ捨てる看板の問題ですけれども、ポイ捨てる看板についても極力そういった効果があるような文言を書いていただいて、そして捨てる人に不安を抱かせるような文言を考えていただいて、ぜひああいったところには看板を立てていただきたいというふうに強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、産業廃棄物処理場の問題であります、産業廃棄物処理場の問題につきましても先ほど申しましたように、特に大野原については水がめの上でございますので、汚物が、あるいは汚水が出ないような状況で産廃処理をしていただかなければならないということでございますので、ぜひそういったところも今後見守っていただきたいということを強く要望しておきます。

それから、2番目の対応の問題でありますけれども、迅速に対応ができるような人員の配置、職員の配置というのはぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、市道の改良の件でございますけれども、先ほど申しましたように特に納戸料から羽口橋にかけては吉田ののど元でございますので、あそこから入ることになりますので、非常に交通量も多いし、それから通学路でもありますし、老人も通行するというようなことで、非常に現在事故は起こっていないにしても今後事故が起こる可能性というのは十分に含んでおります。したがって、あそこの改良についてもそれぞれ吉田地域の行政嘱託員、あるいは納戸料地域の住民の方からも陳情がっておりますので、ぜひ早急に取り組んでいただ

きたいということをお願い申し上げておきます。

それから、鳥越線につきましても、状況については市長は御存じということですので、今後近い将来に改良をされる、あるいは全体的な改良はできないにしても路面の補修はできるものだというふうに私も理解をいたしますので、ぜひ取り組みをしていただきたいということ強くお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山口 要君）

これで野副道夫議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後0時59分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番芦塚典子議員の発言を許します。

10番（芦塚典子君）

10番芦塚典子です。一般質問を行います。

行財政改革について一般質問を行います。

平成18年1月、2町の合併が成立して、ただいま順調な市政が遂行されております。しかし、新市の前途は明るい材料ばかりがあるとは言えません。当初予算10,549,000千円、前年度950,000千円の増で、自主財源34.5%、0.2%の増であります。年々減少傾向にありました地方交付税が今年度は36億円で、18%の増となっております。これは合併した市町村の特典として、地方交付税の減少率が少なくなり増額となった状況であります。

平成18年度の当初予算は前年度と比較して9億円の増になっておりますが、市の財政運営状況である経常収支比率は91.7ポイント、公債費負担比率は15.1ポイントと、15%の警戒ラインを上回っている状況であります。また、市の借入金である公債は市の予算を上回る120億円に達しており、極めて厳しい財政状況にあります。

今後の市政の運営に当たって最重要課題は、現財政状況を健全化し、市民の複雑多様化するニーズに的確に対応できる行財政システムを確立していくことであります。そのためには早急に新市の行政並びに財政の改革に改めて取り組まなければなりません。

ここに新市の厳しい財政運営において、今後どのように行財政改革に取り組んでいかれる

のかお伺いしたいと思います。

1 番目として、新市の行財政改革の基本方針はどのように策定され推進されているのか、お伺いいたします。

2 番目として、行財政改革の推進体制と数値目標はどのように設定されているか。

3 番目として、事務事業の見直しについて。

1 番目、市単独補助金の算定と改革の方向性はどのように図られているか。

2 番目について、公共事業の見直しと入札契約制度の改善・透明化は行財政改革の顕著な動因となっているか。

3 番目として、行政事務の効率化についてお伺いします。

ITの高度化による行政事務処理能力の現状はどのようになっているか。また、内部事務の集中管理とアウトソーシングの中長期計画はどのように策定され推進されているか、お伺いしたいと思います。

市民サービスや福祉・教育・農林・建設・下水道事業においてどのように改革を考え推進していく方針であるか、お伺いしたいと思います。

以下、4 番目において、組織・機構の再編成について、5 番目、定員管理適正化の推進について、6 番目、財政運営の効率化と健全化については質問席においての質問といたします。

以上、壇上においてはこれにて質問を終わります。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

10 番芦塚典子議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。

お答えにつきましては、行財政改革ということをお尋ねでございます。小さな項目もございしますが、ITの事務事業の見直しまでということでお答えよろしいのでしょうか、今途中で切られましたけれども。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

10 番芦塚典子議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

行財政改革についてお答え申し上げます。

行財政改革につきましては、継続的に行う必要があります。嬉野、塩田ともに行財政改革につきましては真摯に努力をしております。一方、地域の活性化という課題も背負っております。新しい嬉野市におきましても引き続き努力をいたします。

お尋ねの基本方針につきましては、嬉野市行財政改革大綱に基づき実施することになります。大綱の中で基本方針を盛り込んでいくことになります。柱といたしましては、財源の有効活用と人材の育成、地域の活性化、つまり地域の力をいかに伸ばしていくかになるものと考えております。

推進体制につきましては、市民の皆様で構成していただいております嬉野市行財政調査委員会と嬉野市役所内にございます嬉野市行財政改革本部が母体となって推進をしたいと思っております。

数値目標について、現在の数値につきましては非常に厳しい状況でございます。経常収支比率につきましては、以前は75%を超えないことが望ましいと言われておりましたが、4年ほど前から80%が限度と言われておりますので、目標といたしましては80%ということになります。

次に、公債費負担比率につきましては、13.0%が標準と言われておりましたが、各地区で公債費比率が上昇するに従い14.5%が標準と言われております。できる限り近づけるよう努力しなければならないと覚悟しているところでございます。

次に、事務事業の見直しの中での市の単独の補助金につきましては、選択と育成を原則として対処しなければならないと考えております。現在のところは、合併協議会で合意いたしました基準に従い予算に反映をいたしております。全体といたしましては、過去の両町の合算額の範囲内を念頭に決定し支給いたしております。

社会の情勢に応じて存続される必要性、効果が薄れている補助金は削減しなければならないと思っております。しかしながら、新嬉野市の一体感を高めるものなどについては当分の間は前向きに対処をまいります。

次に、公共事業の見直しにつきましては、当然必要であり、入札制度の改善と透明化は継続して行われることにより効果を上げるものと思っております。現在取り組んでおります公共事業につきましては、絞り込まれた状態であり、適当な社会資本投下の範囲以内であると判断をしておりますので、適切に対応いたしてまいります。

次に、旧嬉野町で全国に先駆けて導入いたしておりますコストアピールにつきましては継続中であり、公共事業の必要性について市民の御理解をいただきながら事業を進めてまいりまして、塩田地区にも拡大する予定でございます。

入札制度につきましては、さまざまな取り組みをまいりましたが、現行の制度で削減

の効果は出ているものと思いますが、改善すべきところにつきましては、今後も研究を進めながら、適切な運営に努めてまいります。

行政事務の効率化につきましては、ITの適切な導入より改善を進めてまいります。

本市の事務事業のIT導入と現場の対応につきましては、御承知のように、杵藤地区広域電算センターと本市独自のネットワーク、国と県とのITネットワークを組み合わせながら取り組みを行っております。データなどにつきまして共有できるものにつきましては、本庁と支所の間では同様に利用できるものとなっております。

また、今回の収納対策で嬉野発として広域で導入いたしましたコンビニ収納制度など外部とのラインも有効活用をいたしております。また、今回予算をお願いいたしておりますが、ホームページの活用など市民への市政に御理解をいただくシステムとしてITを組み込んでおります。

次に、内部事務の集中管理とアウトソーシングにつきましては、ことし予算をお願いいたしまして、専門家による行財政診断を行っております。合併以前も両町は行政の歴史を持ち改革の努力を続けてまいりましたが、合併により、より改善できる能力が備わっているものと予想いたしております。専門家による診断をもとに改革の推進ができるものと考えております。

次に、内部事務の集中管理とアウトソーシングですが、いずれにいたしましても、時代の要請として人員削減の中での行政の推進が必要なことは当然でございます。削減された人員であります。相談事業、啓発事業、企画立案業務などにつきましては急激に仕事量が拡大いたしております。結果として日ごろの効率的な業務推進が要請をされるところでございます。

地域での業務の推進が当面の対応策と考えておりまして、福祉関連での業務が拡大されております。

次に、民間委託の推進であると考えておりまして、NPOにまちづくりへの参画要請も実施いたしております。今後は市内での人材などをネットワーク化した工法、施設管理、範囲を限定しての窓口サービス、資格を伴う検査、相談業務などのアウトソーシングができるものであると考えております。

合併後であり導入できておりませんが、今後時間をかけて取り組みを研究いたしたいと考えております。

以上で芦塚典子議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

行財政改革の推進体制は行財政改革大綱に基づいて推進が行われているということなんですけど、目標数値設定というのが行われているようです。大体13年度から17年度までの行財政改革大綱が策定されておりますけど、それによりますと、先ほど市長の答弁にありましたように、経常収支比率は80%以内、公債費負担比率15%以内、物件費5%削減、補助金の5%カット、人員削減目標、12年度当初3人減、それから、審議会の女性登用率30%以上というような数値目標が設定されておりますけど、経済収支比率は80%以内というのは、12年度で80%はもうクリアしております。16年度、昨年の最終的な経済収支比率は91.7ポイント、それから公債費比率は、近々のは15.4ポイントです。いずれも警戒ラインを上回っている状況です。物件費の5%削減、これは対前年度はたしか102%となっております。補助金の5%カットというのを目標に定めておられますけど、昨年度は対前年度104%です。経常収支比率は10ポイント以上乖離しておりますけど、算定基準というのを伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

12年度ということでしょうか、今お尋ね 失礼しました。（「もう一回言います」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

経済収支比率80%以内ということなんですけど、12年度で80.9ポイントです。それから、16年度では91.7ポイントです。10ポイントも乖離しておりますけど。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時14分 休憩

午後 1 時14分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

18年度当初、当初は91.7ポイントで、経常収支比率、近々は15.4ポイントです。目標とかなり乖離しておりますけど、どういう算定基準をなさっているか、これをお伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御承知のように、いわゆる合併をいたしまして、それから予算組みをしておるところでございます。そういう中で、合併協議の中での最低必要な予算、また事業予算として今回組み上げをしておるところでございます。非常に厳しい状況でございますけれども、結果的にそのような数字になっておるということでございます。

そういうことでございまして、いわゆる経常収支比率につきましては当然承知をいたしております。しかしながら、今御承知のように、国の三位一体の改革等によりまして大きな影響を受けておるところでございます。そういう中で、やむを得ずというのは語弊がありますがけれども、非常に厳しい中で予算組みをいたしまして、結果的に経常収支比率がそのようななったというふうに私は理解をいたしておるところでございますので、今後とも引き続き削減に向けて努力をしなければならぬということをさっきお答えしたところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

確かに県内各市町村、ほとんど90%以上です。90ポイント以上です。しかし、行財政改革策定委員会というのが今立ち上がっておりますけど、達成できる目標というのを策定して

いただきたいんです。それで、こういう乖離した数値目標ではなくて、はっきりと目標達成できるような数字を達成目標としていただきたいんです。それで、そういうかなり今までの方向性が乖離していたというのを申し上げた次第です。

それで、今まで一番行財政改革において最初に取り組む事業といたしますのは事務事業の見直し、特に今2町が合併しておりますので、重複事務、あるいは迅速化がかなりおこなわれている、あるいはレベルアップが必要な事務の分野、あるいはネットワークが必要な事務の分野がかなりあります。

それで、ここに上げました一つの算定基準として市単独の補助金の算定ですね、算定と改革は今後どのように図られていくか、お伺いしたいと思います

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

市単独の補助金につきましては、旧塩田町、旧嬉野町、両町ともそれぞれ削減ということが続けてまいっております。そういう中で、それぞれの団体、組織の育成と、また事業の拡大という希望は持っておられますけれども、残念ながら十分おこたえはできないというふうな状況でございます。

しかしながら、先ほどお答え申し上げましたように、地域の活性化ということを目指して補助金の要望等もあるわけでございますので、現在のところはぎりぎりの状況で対応させていただいているというふうに理解をいたしております。

また、先ほど申し上げましたように、現在の段階では、合併協議の中でもとにかく合併して当年度最初の年につきましては、できる限り現状維持と申しますか、可能であるならば、そういうところでやっつけようというような努力をいたしておりますけれども、しかし、そういう中でも削減を続けながら補助金として設定をさせていただいているということでございます。

議員御発言でもございますので、次年度の予算につきましては、できる限り削減できるものにつきましては削減していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

補助金助成団体のことでお伺いいたしますけど、今まで旧町時代からの団体でありますけど、人件費が7割から8割という団体もあります。また、事業活動、あるいは収支計算書が、あるいは総会、これがないという団体もあります。任意団体に対する補助金交付というのには最近の県、あるいは財団においてはこれが何%というのが明示されておりますけど、嬉野市の条例には人件費というのにはこういう明記がありませんけど、今後どのように人件費について条例関係で取り扱われていかれるのか、お伺いしたいと思いますけど。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

補助団体の性格というですか、活動内容でございましょうけれども、原則といたしましては、議員御発言のように、活動そのものについての助成というのは当然あってしかるべきと思いますけど、組織維持のための助成というものは好ましくないというふうに思っております。ただ、歴史的ないろんな背景もございまして、継続をしているところもあると思いますので、今後見直しをしていきたいと思っております。また、条例等でほかの自治体等も参考にいたしまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

確かに、今までは団体の育成、あるいは地域の力を伸ばす、さっきおっしゃられたように、そのための補助金が必要でありました。しかし、今後は補助金の算定基準というのを見直すべき時期に当たっているんじゃないかと思えます。というのは、県の地域活性化事業、これも補助金が昨年は200団体ぐらい応募がありました。80団体が選ばれておりますけど、プロポーザル方式です。5分間活動内容、プレゼンテーションをして、そして団体の補助金が決定されております。そして、しかも人件費は25%以内という規定が設けられております。こういう補助団体の採用の仕方ですと、補助金の不透明な配分が構成されますし、本当に活動

している団体、あるいは今から活動が望まれる団体というものが希望的な活動ができるんじゃないかと思います。真の活動ができるんじゃないかと思いますが、プロポーザル方式で今後公募、審査していただきたいと思います。

それと、類似補助金を見直すという点において、3年、あるいは期間を設定して効果と効力、期間ごとに見直していくという、そういう算定基準を設けていただきたいんですけど、この二つについてお伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在の、旧2町の中でも十分慎重に検討しながら補助金の交付というものを行ってきたと思っておりますけれども、時代の変化とか、また、一番大きいのは私どもの財政的な余裕のなさといいますか、そういうものを背景にすればいろんな形で取り組みを変えていかなければならないと、これは承知をいたしております。そこらについては今後検討してまいりますけれども、今の段階でもいろんな団体から非常に補助金の額が減少をしてきて非常に厳しいという話もたくさん来ておるところでございまして、そういう点では、以前とは状況は変わっていながらも、やはりこの補助を申請せざるを得ないというふうなこともあろうと思っております。そこらにつきましては、それぞれの担当課の方で精査をして、十分公平に取り扱われるように努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

いわゆる任意団体が地域で本当に活動できるというのには、補助金は本当にありがたいです。地域の力を育成するためにも、補助金というのを今後見直していただきたいと思います。

それから、次、公共事業の見直しと入札制度の改善・透明化についてお伺いいたします。

公共事業の見直しというのは、新年度にはどのように行われたか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

公共事業の見直しということでございますけれども、先ほどからお答え申し上げておりますように、1月1日に合併をいたしまして、旧2町のいわゆる継続事業ということにつきましては、原則的には継続をしていこうと、継続せざるを得ない状況にあるわけでございますので、そのようなことで取り組みをしたということでございます。そういうことで、新規の事業というものはほとんど組み込まれておらないというふうに私は理解しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

佐賀県の行財政改革緊急プログラムというのがありますけど、これは16年度から20年度まで策定されておりますけど、16年度は10%削減、17年度から20年度までは5%削減で、50億円程度の削減を目標数値として掲げてあります。そして、9月11日だったと思います。この目標数値は、ほぼ順調に達成されているという行財政改革委員会の中間報告がなされております。

それで、建設課と農林課の方にお伺いいたしますけど、昨年度末の土木と農林の執行率、建設関係の執行率をお伺いしたいと思いますけど。建設課の部長にお願いします。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

執行率をちょっと建設課にお聞きしたかったんですけど、17年度の執行率が塩田町では土木が36.52%です。嬉野町が土木費で49.66%です。農林関係が塩田町で60%、嬉野町で36%

なんです。どうしてこのように旧町で36%、あるいは50%に満たない数字、執行率が出ているのか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今のお話は昨年度ということでございますので、要するに12月で締めた分ということじゃないでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうなりますと、すべて事業は、御存じのように、年度末年度末で私どもは計画を立てて執行してまいりましたので、いわゆる年度をフルでつかまないとわからないんじゃないかなと思っております。また、執行率の多い少ないがありますのは、いわゆる補助事業等を多く組み込んだ場合は年度末精算ということがたくさん出てまいりますので、予算的には年度を通じての精算というのを比較するのが妥当ではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

確かに3月末では、農林は98%ぐらいの執行状況になっておりますけど、建設課は80%です。これは別の見地から申しますと、4月から12月までは4割の仕事しかできていない。1月から3月までに6割、あるいは7割の仕事をする、こういう状況じゃないかと思うんです。しかも、昨年度にかけては土木は80%です。あと2割の仕事はどうなったんでしょうかと思うんです。

確かに、合併を控えてすごく忙しい時期でありました。残業残業で、本当に合併のために残業していただいて、職員の方には本当に大変な時期ではあったと思います。しかし、この執行率が30%、40%というのは、12月までに業者に対する資金が3割から4割しか落ちていないということなんです。仕事が3割から4割しかできていないということなんです。職員の方たちは忙しいから1割から、あるいは1.5倍の給料が確かに出ています。忙しさに、それに相当する給与は配分されております。しかし、民間は忙しいからといって3割から4割の仕事しかおいていないんですよ。民間の企業に資金がおりていないということです。これは平準化が必要だと思いますけど、結局、今までの執行体制、12月まで、こういう公共事業

のあり方が当然と思われているんじゃないかと思います。

民間は収入を公共事業に頼っているところがたくさんあります。民間の収入は一般の公務員の収入よりも半分という状態です。しかも、その半分の半分しか資金がおりていないということです。どうして平準化した仕事ができないんでしょうか。

これはパーセンテージで計算すると、4月から12月までは50%の仕事です。1月から3月までは170%の仕事量をこなしているということです。1月から3月までの仕事量を年間に通じて仕事をしたら200%の仕事ができるんですよ。どうしてこのような業務体制というのが改善できないか、慣習にとらわれているのか、これが本当の行革じゃないかと思います。民間のために資金を流してやる、これが行革だと思います。市長、この改善はどのように考えていかれるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 1 時32分 休憩

午後 1 時32分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

両町の過去のことはよくわかりませんが、嬉野のときの話をしていただくと、できる限り平準化をするようにという指示をして努力をしております。

議員御発言のすべての事業につきましては、例えば新しい事業になりますと、いわゆる3月末の議会で御承認をいただくわけでございますので、具体的には予算が確定しました後、調整期間があるわけでございますけれども、大体5月ごろから仕事が動き出すというふうに理解をいたしております。そういう中で、例えば、公共事業としますと、設計をし、発注をし、そして施工ということになるわけでございますので、そしてまた、補助事業等の絡みがありますと関係官庁との調整ということになっていくわけでございます。ですから、継続事業の場合はもちろん恒常的にできる場合もございますけれども、年度年度で区切られておりますので、その年度によってできる限り早期の発注はしておるということでございます。

そして、完工検査等が済みますとお支払いをさせていただくということでございますので、時期的に少しずれがあるというのは承知をいたしますけれども、今もできる限り平準化の発注は行っているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

今までコストアピールを策定してコスト削減に努められてきたということですので、今後やっぱり事業のスピードアップ、あるいは設計の適正化、あるいはプロセス全体を見直すコスト構造計画、こういうのを打ち出していただきたいと思います。それにPFI事業の検討を打ち出すというふうな方向も公共事業においては必要じゃないかと思えますし、また今後は環境に対する配慮ということで事後評価制度、こういういろんな面でコスト削減、あるいは目標数字設定ということで公共事業を本当に見直していただきたいと思えます。

それと、次に入札制度の透明化なんですけど、電子入札というのを取り入れるというような状況はございますでしょうか。あるいは計画がありましたら、何年度から取り入れるという方向で持っていけるか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

もう既に県内でも佐賀県、また佐賀市も電子入札制度を導入しておりますのでございます。

私も、担当課には前向きに考えていこうということでお話をしているところでございますが、そういう時代が来るとは思っております。しかしながら、議員御承知のように、私どもの嬉野市というのが、発注量その他非常に少ない状況でございます。そのようなことで、電子入札制度を導入してコスト的にどうなのかということは、また別問題として検討しなければならない課題であるというふうに今認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

電子入札制度の形態から考えますと、本当に大型事業ということが必要ですので、そこには適さないかもしれないですけど、競争入札ではなくて随意契約という入札形態がかなりの大部分を占めておると思います。この随意契約というのは、国の環境省でも取り上げられておりましたけど、93%随契です。しかも6割が天下りなんです。この随契というのはなかなか透明性がなくて、本市においても30年来同じ業者であるとか、あるいは保守事業とか、いろんな面でメスを入れる部分がたくさんあると思います。この随契をやはり一般競争入札に今後門戸を開放されていく方向、これはどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

嬉野市としましては、原則一般公開入札ということで進んでおります。

それで、議員御発言の随意契約につきましては、随意契約を行う理由、必要性というものをそれぞれ担当課の方で判断をいたしまして、そして、私どもが理解をするということで、決裁をしまして、推進をしておりますところでございます。

そういうことで、随契についてももちろんメリットというのものもあるわけございまして、そこらにつきましては、いわゆる原則は原則として、公開入札でございますけれども、随意契約の導入につきましても慎重にはやっておりますつもりでございます。そういうことで、今後適切な指示をしてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

市長のおっしゃるのはわかりますけど、一般公開入札とおっしゃいましたけど、恐らくそれは指名競争入札制度のことであって、一般競争入札ではないと思います。

今後指名競争入札ではなくて、多くの企業から公募を得るという一般競争入札、これが県が取り組んでおりますので、こういう透明性の高い競争入札制度を導入していただきたいん

ですけど、そこら辺をもう一步踏み込んで入札制度を改善していただきたいと思いますが、いま一度答弁をお願いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほどから県との比較でいろいろお話がっておりますけれども、県の予算削減というのは、これは私どもにとりましては、県だからこそできたのではないかなと私は思っておりまして、それぞれの末端の自治体というものは、本当に公共事業につきましてはもう必要最小限といいますか、ぎりぎりのところを今取り組んでいるのではないかなと思っております。非常に厳しい状況で対応をしておりますのでございます。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

また、県が取り組もうとしております一般競争入札につきましては十分理解をいたしております。私どもも当然必要であるところにつきましては取り組みをいたしますけれども、議員御承知のように、それぞれの地域の実情とか地域への、これから公共事業を行いますと、長い年月、例えばその事業に対するメンテナンスとか必要になってくるわけですので、そういうことを十分対応していただける業者の中でやっぱり競争していただくということは必要だろうというふうに思いますので、そこらについては十分検討をしながら取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

そういうのは、地域性というのは重々承知しております。しかし、不透明さというのがかなりありまして、落札価格99.9%というのが2町の平均落札価格でしたので、こういうのを私は取り上げております。地域性、あるいは地域のしがらみとか、そういうのにとらわれなような改革を望んでおきます。

次は、行政事務の効率化で、ITの高度化による行政事務処理能力の現状はどのような状況であるかというのをお聞きしたいと思います。

今度合併しておりますので、情報システムに関しては、財務システムや会計システム、これは従来行われてきたシステムは縦割りのシステムでありまして、2町、総合支所、あるいは本庁においてそれぞれに調達、管理が別々のあり方を呈しておりました。今後は全庁的な効果的な調達方法、あるいは管理、そういう活用方法を確立する必要がありますけど、これにはITの活用による重複機能の見直し、あるいは情報システムの適正なネットワーク化、これが必要となると思います。

そこで、IT活用戦略と申しますか、そういうITに対する処理能力の改善というのはどのように図られるのか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このIT関係の事務処理についてのことでございますけれども、記憶しておりますのは、合併協議会の中で、例えば財務会計システムとか、そういうものをどのような形で統一をしていくのかという協議をいたしたと思っております。

それで、それぞれ投資をしておりましたので、有効活用をしながらしばらくはやっていこうということでございましたけれども、そういう中でも、例えば財務会計は嬉野が採用しておりましたものを利用しようとか、ほかの管理関係では塩田地区が使っておりましたのを利用しようとかいうことで、今のところは長所が多いものを有効利用しておるといふような状況でございます。

そういうことで、すべて今議員御発言のような形で簡潔に、また効率的に利用しているかという、もうしばらく時間がかかるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、それぞれの機器等も更新時期等も来ると思いますので、有効的に利用しながら、そういう時期が来れば、また再度検討してまいりたいと思っております。

全面的に今対処をしたかという、まだできておらないというのが状況ではないかなと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

ただいま本庁、総合支所間の、あるいは広域圏の文書決裁、あるいは事務処理がかなり時間を費やしておりますので、電子決裁等でネットワーク化が必要だと思います。それで集中管理、事務の全庁的な見直し、これが必要じゃないかと思います。

それで、事務の集中管理という面からすれば、広域圏電算センターの関係においてかなりの効率化が図られているというふうに考えておりましたけど、やはりこの2町になって重複事務が多いというの、それから、決裁時間が長くかかるという関係、それから、事務処理の集中管理が必要だという面からおいて、広域電算センターの効率化が必要だと思います。また、そういう面において広域電算センターは限界があると思うんですよ。それで、どちらかといえば、専門家が集中するようなアウトソーシングの形に持っていかなければならないと思うんですけど、この電算センター以外にもアウトソーシング、いわゆる市民サービスとか福祉、あるいは教育、農林、建設、下水道、いろんな面においてアウトソーシング、外部委託ですね、こういうのが考えられていく時期になっていくと思いますけど、現在アウトソーシング、こういう外部委託に関してはどのような推進計画を持っておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる事務の効率化ということで今御発言されましたけれども、確かに私も、例えば決裁につきましても、総合支所が非常に仕事量がふえておるわけでございますけれども、本庁の方に決裁に来る時間というものも往復1時間近くかかるわけでございますので、非常な負担になっているということで承知をいたしております。そういうことで、以前も検討しましたけれども、早く電子決裁ができればそういうことも不要になるというふうに考えておりました、できるだけ早く取り組みをいたしたいと、そしてまた、効率的なことができればというふうに理解いたしております。

また、広域の電算センターにつきましては、現在のところ、能力いっぱいといいますか、サービス体制においても十分努めていただいているのではないかなというふうに思っており

ます。そしてまた、私どもが要望いたしましたいろんなことにつきましても前向きに取り組んでいただいておりますので、現在は特設広域電算センターで不足するということは起きておらないと思っております。

次に、議員御発言のそれぞれの事業についてのアウトソーシングでございますけれども、これは今後一応検討はできると思っておりますけれども、まだちょっと合併後時間がたっておりませんので、ここ一、二年は現在の体制の中で事務の効率化というものを十分見きわめて、そして、それに対して外部の力をどのようにかりて行っていくのかということを取り組まなければ、二重に投資をするということになりかねませんので、もうしばらく時間をいただければと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

そういうITの活用による事務の迅速化というのをなるべく早急に図っていただきたいと思えます。というのは、もうすごく煩雑な課とそうでない課、それが錯綜しておりますので、事務量の削減によって課の運営状況が変わるんじゃないかと思えますので、そこら辺の平準化が必要であると思えます。ITの活用というのを、かなり重点的に推進していただきたいと思えます。

組織の変更、あるいは再編成についてお伺いしたいと思えますけど、今本当に合併が成就してまだ1年もたっていない状況でありますので、かなり錯綜した事務がある課とそうでない課が点在すると思えますので、この平準化が必要と思えます。それで、簡素化、あるいは組織の迅速化、これはどのように考えられていらっしゃいますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

現在組織がスタートしましてから9カ月過ぎたところでございまして、現在はつくり上げた組織を定着化させるということで今努力をしておるところでございます。そういうことで職員も懸命に努力をいたしておるところでございます。

最近特に感じておりますのは、今年度になりましてから非常に仕事量がふえてきたと感じておりますのは、福祉関係の新しい国の政策変更、また国の政策への取り込みによりまして、福祉関係の事務量というものが急激にふえてきておるといふふうに考えておりまして、できる限り広域で取り組めるものにつきましては広域で取り組めるような体制を広域圏内の事務局を通じてもっと真剣にやっついていかないと、本当に福祉の新しい事業等について対応できないのではないかという危惧をいたしております。

それとまた、以前御質問等ありましたように、農林関係でも新しい取り組みが今のところ、きのうの段階で相当数の組織の立ち上げができましたけれども、やはり拝見をいたしておりますと、立ち上がって以降、農業団体との協議をしながら、私どもの職員がどのようにサポートをしていけるのかということについての仕事量が相当ふえてきておるといふふうに考えておりまして、非常に今定着しなければならないというところと、これから新しく充実しなければならないと、両方出てきておりまして、まだ見直しをしながら努力をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

組織の再編成であります簡素化に関して、数種上げておりますけど、総務課と管財、あるいは防災関係、商工関係、社会教育課関係、下水道関係上げておりますけど、前質問で答弁をいただいておりますようですので、市長が仰せられるように、福祉関係の簡素化ですね、迅速化、これはかなり早急な対策が必要じゃないかと思えます。というのが、塩田町においては、以前まで老人医療費、国民健康医療費、これが県下でかなり上位を示しておりました。いろんな政策が行われておりましたけど、なかなか効果があらわれないということで、福祉、保健環境関係は抜本的な改革が必要だと思っております。

それで、福祉と保健環境は重複事務がかなりあるようですので、事務内容を見直してデータベース化を急いでいただくということが第一条件じゃないかと思えます。さらに、今後考えられますことは、行政外部の医療との3連を連携して、これのデータベース化が必要じゃないかと思えます。そして、市民にICカードを持っていただく。60歳以上の市民にICカードを持っていただいて、医療費、それから保健、あるいは福祉関係にこのICカードを

適用して国保の増大や老人医療費の増大にかなりの効果があらわれると思います。

というのは、重複受診、あるいは薬剤の過大な投与、あるいは保健環境課においてになる
いろんな住民の方たちのあっちに行ったりこっちに行ったり、そういう部署別に回されたり
とか、そういうことが軽減できますし、これは本当に先進地を参考になさって、ＩＣカード
の発行というのを取り込まれたら老人医療費の軽減にもかなり役立つと思いますし、今まで
の医療費の改革というのにも役立つと思いますので、福祉事業の三つの連携、あるいはデー
タベース化、これはかなり急ぐ必要がありますし、急がれば急がれるほど財源的な効果が
生まれると思います。そのような観点を取り組まれていただきたいと思います。

次に、審議会の運営方法と行政並びに市政への波及効果というのを一つお伺いしたいと思
いますけど、審議会の運営方法、あるいは審議会の役割をどのように考えられておられます
でしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

いわゆる審議会、それと委員会もでしょうか、審議会についてでしょうか。（「審議会だ
けでよろしいです」と呼ぶ者あり）

審議会につきましては、私どものいわゆる組織内でももちろん取り組みはいたしておるわけ
でございますけれども、制度の性格を反映いたしまして、いろんな市民の方、また専門家の方
等に御加入いただいて、審議会を設置して、その決定に基づいて事業を推進するという必要
があるわけでございますので、適切に運営をしていきたいというふうに思っておるところ
でございます。

もちろん、審議会ですと、普通の委員会とは違いますので、専門的な意見ということでは
なくて、事業自体の円滑な推進ということにつきまして御意見をいただく機関であろうとい
うふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

今後の行政と地域と一体になった施策の取り組みにおいて、審議会の役割というのはますます重要になってくると思いますし、現在の緊迫財政の中では住民の多様なニーズ化というのに、今までハード事業とかインフラ事業とか、そういう事業よりも、今後は暮らしや環境、教育、福祉、少子化対策、雇用、こういう面において住民のニーズが反映された施策に取り組まなければならないと思います。それで、審議会は重要な役割を果たしていくと思います。

しかし、今までは縦割り行政でありましたので、審議会で一つの例えば少子化というものを検討するとき、やっぱり子供の教育、福祉、環境、男女共同参画、コミュニティー、こういうすべての審議会における意見が必要であり、施策が必要なんです。ですから、審議会自体のネットワークが必要なんです。そして、これがどういう審議がなされているか、どういう計画がなされているか住民に公表が必要であると思います。

それで、この審議会のネットワーク化、審議会の審議の公表、これが必要だと思いますけど、市長はどのように考えていかれるのか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ちょっと私の認識不足かも知れませんが、先ほど分けてお答えしたように、委員会と審議会というのは違うというふうに私は考えておりました、審議会は、先ほど申しあげましたように、政策遂行の中での系列的な協議について話し合いをしていただいて、そして取りまとめをしていただくのが審議会だというふうに私は考えておりますので、もちろん福祉とか、いろんな審議会もあると思いますし、また、まちづくりとか、いわゆる土木関係の水道も審議会もございまして。ということで、審議会は審議会としての独立した性格を有しておるといふふうに考えておりますので、ネットワークということはどういう意味なのか、ちょっと私がお答えに困るんですけど、委員会だといろいろネットワークはできると思うんですけど、ちょっと済みません、私の知識不足でしょうかね、そういうふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

これは一つ抽出して一般質問をしたいと思っておりますので、そこら辺で詳しくは申し上げますけど、いろんな施策をする上において、やはり一つだけの、男女共同参画でも同じですけど、やはり財政が絡まないと効力がないわけです。そしてまた、コミュニティーの組織が必要なんです。ですから、いろんな審議会が立ち上がっておりますけど、審議会の目標はわかりますけど、お互いの協力、あるいは連携が必要ですので、その審議会をネットで組むというような、いわゆる電算化といいますか、そういう組織が必要じゃないかというのを私は言ったつもりですので、これは次回に詳しくこの審議会組織についてはお伺いしたいと思います。

次は、定員適正化の推進ですけど、今まで職員の削減という方向でかなり両町、あるいは新市になってからも目標数字を設定して努力をされておられます。それは本当にこういう合併の煩雑な忙しい時期に大変な努力だと思いますけど、まだまだ改革を必要とするポストがあるんじゃないかと思います。

それは一つには、コンピテンシーを活用した人材配置、あるいは職員が本当に働いて一生懸命なさっているかという人事評価制度、あるいは職員の時差出勤というのでしょうか、フレックス制度、こういう雇用形態をいろいろ変えられる、あるいは不要な時間外勤務、あるいは特殊勤務、あるいは退職給与の廃止、水準の引き下げとか、いろんな職員の管理の適正化という点についていろんな方法で見直しが必要だと思われま。この職員の管理適正化という面においては市長はどのような方向で、また、どのような重点政策で行われておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

定員管理等の適正化についてということでお答え申し上げたいと思います。

議員御発言のように、コンピテンシーを活用した人材配置とか、人事評価制度、勤務評定の実施等につきましては、私は以前から全国的な研究会に所属をして活動してまいったところでございます。ことしも唐津で行われました人材マネジメントの研修会にも参加をさせていただいて、推進地区の情報を学んでまいったところでございます。

御質問の関連につきましては、市長就任時に全職員に対しまして表明をいたしておるとこ

ろでございます。今年度準備を行って来年度導入をしていくものと、また、次年度検討して翌年度実施するものに分けて表明をしておるところでございます。

そんなことでございますので、例えば、今年度準備をして来年度導入していきたいというものにつきましては、例えば人事異動の希望を受け付けて、希望に対しての部課長会をつくりまして、そこで適正配置を行っていくとか、そういうふうな制度もございますし、また、人事評価の適正化ということも検討してまいりたいと、そういうようなことを項目を上げて説明しておるところでございます。

次に、コンピテンシーを活用した人材配置ということでございますが、これは議員御承知のように、その範囲をどのように定めて設定していくのかということが課題になると考えておるところでございます。

次に、人事評価、また勤務評定につきましては、システムの確立が課題となっておるところでございますので、今後担当において検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、フレックス制度につきましては、以前嬉野町で検討をしたところでございます。これは窓口業務について検討いたしております。その際には、全体の人員削減の中での導入に限度があって見送った経緯があるところでございます。今後は、全体の体制整備の課題として検討を行わなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

行財政改革において一番本当に基礎的なことは、定員の適正配置ではないかと思えます。というのは、行政に働く人が本当に働きやすい職場、働きやすい人事体制、こういうのが確立していなければ、幾らいろんな事案を策定しても、やはり効果が薄いんじゃないかと思えます。本当にこういう基礎的なものを確立していただきたいと思えます。

それで、これは今後の施策の事案に御期待を申し上げます。

6番目の財政運営の効率化と健全化ですけど、これは大体今まで申しましたいろんな事業を着実に、あるいは計画的に行えば、私は260億円とは言いませんが、23分の1、5年間で8億円から10億円の削減目標ができるんじゃないかと私は計算しております。今後どのように推移されていかれるのか、また今後の課題としていきたいと思えます。

行革についてちょっと私が調べている間にいろんな意見がありましたし、その中で、議員の中にもそういう意見がおありでしょうけど、総合支所と本庁と二つにまたがっていると、しかも総合支所の方が来庁者が多いということで、あるいは事務の重複化、これの改善をするには、本庁を嬉野町に持っていった方が改善が早いんじゃないかという意見がありますけど、本庁を一つにして、嬉野を本庁とするというような、そういう意見がございますけど、市長はどのようなお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、対話集会の中でもいろんな御意見をいただいたところでございます。しかし、私はその際お答え申し上げておりますように、合併協議会で決定したことでございますので、現在の体制を堅持していくということでお答えをしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

合併論議は恐らく平成12年ぐらいから急浮上してきたと思います。そのときは旧塩田町においては2市10町の合併を想定しておりました。それで、6町が早く抜けたもんですから、2市4町になり、1市3町になりました。最終的には2町の合併という方向になりましたけど、ここ五、六年の間に、やはり住民の感情、あるいは意識、それは所期の目的が2町の合併ではなかったのも、やはり地域性というのも塩田町にありました。鹿島、嬉野、武雄、これに隣接しておりますので、地域性、あるいは歴史的な経緯というものから、塩田町の民意というものは統一したものではありませんでした。やはり分町問題というのがかなり出ておまして、説明会でも長時間にわたり紛糾した、こういう経緯がございます。そして、過去30年間にも分町というものが現実起こった、これも経緯があります。だから、本当にこの塩田町民の民意というものを結集し、そして、新たな合併に向かうには相当な苦労があり相当な忍耐がありました。そして、住民の皆様たちもそれぞれの利害関係を抜きにして、そし

て、譲歩を強いて、そして、将来のために、あるいは子供たちにいいふるさとを残すために最終的な合併を選んだわけです。

ですから、合併の本来の目的というあり方というのをもう一度見直していただきたい。そして、後進的な考えではなくて、5年前には2市10町という広域合併をもくろんで想定しておりましたので、今後の道州制、あるいは西部地域の一つの自治体のあり方、それから、この小さな自治体で今後財政削減の中で生きていくにはどういうふうにしていくか、そういう逼迫した住民の感情もありましたし、前向きにとらえて合併という方向に決断したわけです。だから、いろんな人たちの努力があり、譲歩があり、確執があり、いろんな大きな犠牲というのですか、精神的なそういうものもありましたので、安易に本庁をあっちに持っていけばいい、こっちに持っていけばいい、そういう問題じゃないと思います。

2町で合併すれば、今後本当にこういう財政難になるというのも最初からわかっておりました。というのは、スケールメリットがほとんどないという合併でありましたので。しかも2町の合併というのが一番難しいというのがわかっておりました。1対1の合併というのが1対3の合併よりもかなり難しい。そして、住民に本当に苦渋の選択をさせる合併でありました。だから、職員においても、議員においても、町民においても前向きな姿勢でこの合併を成就させていかなければ今後生き残れない自治体になると思います。

だから、皆さん方も、議員の皆さん方も、そして私たちみんなも本当に前向きな姿勢で施策、あるいはいろんな企画に取り組んでいていただきたいと思います。それを要望したいと思いますけど、市長はどのようなお考えか、答弁をひとつお願いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

最初お尋ねになったことと、ちょっとどうつながっていくのかわかりませんが、合併に関しましては全く同一の意見でございます。私も最初は2市10町ということで努力をしてきて、いろんなことがあって2町で合併をしたわけでございますので、どこに行っても議員と同じような話をいたしております。

以上でございます。（「これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

これで芦塚典子議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

3番梶原睦也議員の発言を許します。

3番（梶原睦也君）

議席番号3番、梶原です。傍聴の皆様におかれましては、大変にお疲れさまでございます。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

最初に、環境問題についてであります。

嬉野市において4月よりごみの分別を強化し、燃えるごみ、リサイクル、雑物など住民の方々の御協力を得ながら減量化に努力されていることは十分承知しております。

現在、燃えるごみとプラとペットボトル等に分別しているのは、リサイクルとダイオキシンを抑制することが目的であると思います。そこで、4月から8月までの5カ月間という短い期間ではありますが、どのくらいまで減量できたのか、また、市としての目標は立てておられるのかお伺いいたします。

また、現在使用中のごみ袋ですが、横長につくられておりますが、縦長のものも欲しいとの住民の方の要望もございました。ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

次に、新型インフルエンザ対策の推進についてであります。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生するもので、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらします。

2003年から東南アジアで高病原性鳥インフルエンザが流行し、人への感染が続いており、これまでに約140人が発病し、半数の70人が死亡しております。高病原性鳥インフルエンザは死亡率が50%以上と極めて高いことが問題なのであります。ベトナム、タイ、インドネシアなどは世界保健機関と協力し鳥インフルエンザ制圧を試みてきましたが、感染は拡大、制圧は不可能と考えられる事態となっております。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど依然として流行が拡大継続しており、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっております。

背景にある鳥インフルエンザは、昨年6月、茨城県を中心に約552万羽が確認されてお

ます。そこで、新型インフルエンザの発生及び蔓延防止のために厚生労働省は昨年10月に新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、その対策のために新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。

行動計画では、流行の状況を6段階に分類し、それぞれに応じた対策を5分野に分けて記載しております。現在は第3段階にあり、人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、人から人への感染はなく、国内での発生はないとのこと。私たちもこの問題がどこか遠くの話としてとらえるのではなく、万全の体制を整えておく必要があると思います。今後、嬉野市としてはどういう取り組みをお考えなのか、お伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いたします。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

3番梶原睦也議員のお尋ねについて、お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、1点目が環境問題について、2点目が新型インフルエンザ対策の推進についてということでございます。

まず、1点目の環境問題についてお答え申し上げます。

嬉野市におけるごみ対策につきましては、市民の皆様の御理解をいただき、円滑に推進ができております。お尋ねの廃プラの排出につきましても増加をいたしておるところでございます。廃プラにつきましては、現在毎月約20トン程度を処理できております。全体の減量につきましては、8カ月で約258トン減少できております。減少した理由といたしましては、廃プラの分別が進んでいること、また、家庭内の生ゴミ処理機などの導入が進んだことも要因と考えられます。今後も市民の皆様の御協力をいただきながら、資源循環型社会の実現に向け努力をいたしてまいります。

次に、2点目の小さなごみ袋の御意見でございます。

次に、小のごみ袋についての御意見でございますが、このことにつきましては、皿屋地区の対話集会で御意見をいただいたところでございます。現在の袋が横開き、横長になっておりますので、入れた場合にこぼれやすいとの御意見でございました。御意見をもとに早速変更の手配をいたしたところございまして、今後は縦長の小袋が準備でき次第御利用いただけるというふうに考えておるところでございます。

次、2点目の新型インフルエンザ対策の推進についてということでございます。

新型インフルエンザにつきましては、従来のインフルエンザは今までは人から人には感染しないものと言われております。しかしながら、突然変異により人から人へ感染するインフルエンザが出てきておるところでございます。感染した場合は、指定感染症として届け出がなされ、必要に応じて入院措置となります。新型インフルエンザの流行の情報がありましたら、県や保健福祉事務所を本部として対応し、市はその指示に従い行動することになります。発症が確認された場合には、指定された医療機関では一般の患者の方とは区別して診療を受けることになっております。このことにつきましては、先般広域圏でも協議がなされておりますので、必要でございましたら担当の方からも御説明を申し上げたいと思います。

以上で梶原睦也議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきますと思います。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

ごみ問題についてであります。環境問題等を考えますと、ごみの分別というのが煩雑になるのはいたし方ないことではあります。今現在市民の皆様の分別に対する御理解というのは進んでおるとお考えなのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御理解はいただきつつあるのではないかなというふうに思って、大変感謝をしておるところでございます。

その具体的な理由といたしましては、この廃プラにつきましては、もちろん量としてはたくさん出てきておりますけれども、この前関係職員と話をいたしましたところ、以前と比較して非常に嬉野市から出ている廃プラについてはきれいな状況で出ていっているということでございますので、排出される方も非常に気を細かく使っていただいて、徹底して洗浄をしたり分別をしたりして出していただいているということでございます。そういうことで、他の市町村と比べても非常にいい状況で排出をしていただいているということでございますので、そういう点では御理解をいただきつつあるのではないかなというふうに思って感謝をしてい

るところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

御理解が進んでいるということですが、個別にはいろいろな問題も含んでいると思いますが、大方うまく推進しているとのことでもあります。

担当課の方にお聞きしたいんですけれども、本当現実に完全に分別するというのは非常に困難なことであるとは思いますが、そのごみの収集における問題点等というのは何かあればお聞きしたいんですけど。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

今市長の方からも答弁があったように、大部分もう御協力を得て助かっているところでございます。若干ではございますけれども、ペットボトルの出し方について、キャップがついたままとか、あるいはラベルがはがれていないというふうなことも見受けられております。そういうようなことについては、ひどい場合は収集をしないときもございますけれども、その都度中継基地の方で従業員がはいっているという状態でございます。しかしながら、大多数の方が御協力をいただいているところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

先ほど市長の方から、現在258トンのごみの減量ができているということをお伺いいたしましたけれども、嬉野市としての減量の数値目標というのは設定されているのかどうか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

ごみの減量化目標につきましては、一般廃棄物の処理基本計画で定めるようになっておりますけれども、合併後ということでまだ新市では作成をしておりませんが、今年度中にその作成をする予定にしております。

以上です。

議長（山口 要君）

梶村議員。

3番（梶原睦也君）

しっかりごみの減量化にも取り組んでいただけたらと思います。市民の皆さんも本当に分別しっかりされて、御協力されているわけですので、結果が出るような対応をしていただきたいと思います。

続きまして、先ほどペットボトルの件のことと言われましたけど、ペットボトルの収集について、現在嬉野市ではキャップを外してラベルをはがして収集しておるわけですが、隣の鹿島市とか武雄市においては、ラベルをはがさずにそのまま収集していると。

きのうこの資料をいただいてきたんですけど、武雄市のペットボトルの収集のところなんですけど、ラベル、紙などの外装ははがさないでも構いませんということになっているわけですね。ちょっとお聞きしたら、はがさないでも構いませんじゃなくて、今現在は逆にはがさないようにしてくださいという指導をしていると。これはどういうことかといいますと、ペットボトルを再利用する際に、ラベルの分は全部飛ばしてしまうというわけですね。材料だけ残ると。このラベルをはがさないで、最近はいろいろな種類があって、ペットボトルと見間違えるような種類のやつがあると、ラベルがあることによってそれを分別できると、だから、ラベルをはがさないで、そのまま今現在武雄市、鹿島市、白石町（342ページで訂正）においてはそういう対応をされているということで、もしこれが嬉野市としても可能であるならば、市民の皆様は本当に喜ばれるんじゃないかと思うんですけど、嬉野市はそういう対応ができないのかどうか、また、そういう近隣の鹿島市、武雄市においてそういう対応がなされているというのを御存じなのかどうか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

まず、このリサイクルの分別基準というのが日本容器包装リサイクル協会の方から出ております。この中にいろいろガラスの瓶とか、ペットボトルはこういうふう処理をして出してくださいというふうな分別基準になっているわけでございます。その中で、ペットボトルにつきましては、ふたが除去されていることとか、それから、あと容器包装が混入していないこととか、そういうふうな基準になっております。リサイクルの分については有価物ということでリサイクル業者が引き取って、そしてまた、その分については収入として一般会計の雑入に計上をしているわけですが、そういうふうな分別基準に基づいて行っているところです。

その出し方については、今議員おっしゃったように、ラベルはついたままでよいというふうな処理をしているところは、武雄市、鹿島市、あと伊万里市、太良町、佐賀市については、ラベルはついたままでよいというふうな指導がなされているようです。

嬉野市と一緒にはがしていただいているところは、鳥栖市、大町町、江北町、白石町については外して出してくださいということで指導がなされているようでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

申しわけありません。先ほど白石と言いましたけど、その分に関してはちょっと間違い、訂正させていただきます。

そういうことで、今後嬉野市もそういう対応をされるということはないわけですか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

先ほど申し上げましたように、リサイクル協会の分別基準に基づいて今行っております。これが平成12年の10月にそういうふうな分別基準が改正されているようです。

それで、再利用する際には飛ばすような処理ができるということですが、前に廃ブ

ラの業者の工場に行ったことがあるんですけども、そこでは、廃プラでないもの、廃プラと、風を吹かせて飛ばやつ、そして、風でも飛ばないやつというふうな方法でベルトコンベヤーで運ばれていた、分別作業をされている業者もいらっしゃいましたので、そういうふうな設備があるところであればよろしいかと思っていますけれども、今の状態では、先ほど申し上げました分別基準で収集をして、またお願いしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

わかりました。そういうことが可能になるようでありましたら、そういう方向も考えていただきたいと、そういうふうに思います。

続きまして、先ほどごみ袋の件なんですけれども、市長の方からも縦型の小の方ですね、今後嬉野市としてもつくっていくというお話がありましたけど、今ちょっと持ってきてみたんですけど、これが嬉野市で現在使われている小の方の燃えるごみですね。ほかの自治体のやつなんですけど、これが武雄市の小の方の燃えるごみのごみ袋です。材質ははるかに嬉野市の方がいいと思うんですけど、こういうふうな形状が縦型になっております。これが鹿島市の燃えるごみの大の方のごみ袋です。これも縦長にしてあるんですけど、こういうふうな縦長の方がいいということを行いましたけど、実際横型の方も使い勝手があるというような方もいらっしゃるわけですよ。だから、ほかの自治体の分で、武雄市においてはごみ袋の種類が5種類あるわけですよ。鹿島市に至っては7種類あるわけですよ。多分嬉野市の場合は透明にしてある分、種類をふやす必要がないと思うんですけど、そういうことで、現在嬉野市は3種類と。だから、これを小さい方はそういうふうな形で今後できていくと思うんですけど、大きい方の燃えるごみに関しては、これを容器に入れやすいような形で縦の方が使い勝手がいいというふうに思うんですよ、ふたをするような容器に入れますもんですから。そういう部分で、ほかのリサイクル袋関係に関しては今の分で十分対応していただければと思うんですけど、燃えるごみに関してはもう一度大きい方も御検討いただければと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

まず、ごみ袋の小の方なんですけれども、もう実際嬉野町において平成17年度の途中から縦長にしております。7月31日に納品された分から従来のごみ袋の小を、縦を7センチ長くいたしまして、横を7センチ短くしております。販売店によっては前のとを販売されているということで、まだ出回っていないところもあるかと思えますけれども、大部分の方が縦長の小の袋をお買いになっていると思っております。

先ほども市長の方からも話があったように、ふれあい対話集会とか、そしてまた保健環境課の方にも電話がございまして、家庭用のごみ箱が縦長が多いもんですから、おさまりにくいというようなことで、そういうふうに要望にこたえて改めたところでございますので、今のところ大については従来の大きさで行っていきたいと思います。大については縦が800、横が650ということ、畳んだ段階で470ミリですけれども、そういうことで、今の現時点では大の方はそのままいきたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

今後またそういう市民の方の声がありましたら、そういうのも検討していただきたいと思います。

市長にお尋ねいたします。

来年は一番暑い時期に全国高校総体が嬉野市において開催されるわけですが、保健所はもとより、旅館、飲食店、食品店等、食中毒を未然に防ぐため、既に対策は立てていらっしゃると思いますが、そういった観点から、収集袋の改良もぜひ取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

たかがごみ袋と言っても、清涼感のあるものが大切ではないかと考えております。今申し上げたことを踏まえて、全国高校総体を大成功させたいと思っております。市長のそれに対する御答弁をお願いいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

インターハイの問題でございますけれども、先般実は、九州大会も数種目もう既に開催をしておるところでございます、私も九州大会の開会式等参りましたけれども、やはり注目したのは、衛生面での徹底というものが非常にきめ細かく指示をされているなというふうに改めて感じております。

例えば、昼食時の問題とか、そういうことにつきましても衛生管理というのが第一でございます、選手がいいコンディションで闘っていただくような、そういうことを実施本部としては徹底しておられましたので、インターハイ本番になればもっと徹底するのではないかなというふうに考えているところでございます、これは議員御承知のように、嬉野地区には環境衛生組合、料飲店組合、そういうものもちゃんとございますので、そういう組織で対応していただくように、これから打ち合わせも始まっていくんじゃないかなと思っております。

また、嬉野地区全体の美化運動といえますか、そういうものにつきましては、先日も同僚議員の方から御質問があったわけございまして、いわゆる高校総体を快く参加していただくために、市民が全員でお迎えをするというふうな中に地域の美化運動等も入れて取り組みをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

ありがとうございます。

続きまして、新型インフルエンザについて御質問いたします。

最初に、新型インフルエンザじゃなくて、通常のインフルエンザに対する予防接種についてお伺いいたします。

たまたまきょう新聞を読んでおりましたら、佐賀新聞に「本年度のワクチン製造量は当初より100万本多い約2,400万本に達する見通しと報告した。大人では約4,800万人に接種できる量に相当する」という記事が出ておりました。嬉野市における保育園、幼稚園、また小・中学校におけるインフルエンザの予防接種の状況というのはどういうふうになっているのか、担当課でお願いいたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

インフルエンザに対する予防接種というのは、現在、学校で集団的には行っておりません。それぞれ自分のかかりつけの開業医のところで行っているような状況でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

今、自主的に接種しているということですが、今現在高齢者に実施されているインフルエンザに対する補助制度ですね、これを子供たちに対して行えば一層接種率というのは上がってくるんじゃないかと思いますが、今大体個人で3千円ぐらいだと思んですけど、例えば3分の1の補助で千円をして接種率を上げていくと、そういうふうなお考えはありじゃないのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

子供に対する……

3番（梶原睦也君）

ああ、そうです。子供に対するです。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

そういうふうな通告があっていなかったものですから、一般の方、子供さんたちへのインフルエンザについてはちょっと私も勉強不足でございました。それ以外については、まずインフルエンザにかからないようにというふうなことで、啓蒙活動については常日ごろ行っているところです。手洗い、うがいの励行、十分な栄養摂取と睡眠とか、そういうふうな啓蒙活動については常日ごろ行っているわけですが、まだ補助金関係についてはちょっと検討しておりません。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

このことを申しましたのは、例えば、多少補助金を出しても、もしインフルエンザが流行した場合は1週間程度の病院の加療が必要なわけですが、それを医療費になれば相当高額になるということで、国保からの医療費の持ち出しというのもふえるわけですね。そういうことを考えれば、例えば多少補助金を出して接種率を上げた方が、結果的には子供たちにとっていいことだし、市の財政負担というのも当然軽くなるんじゃないかなということとでこういう質問をさせていただきました。もしよければ、そういうことも今後御検討いただければと思います。市長お願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

高齢者の皆さん方へインフルエンザの補助制度を導入いたしたわけでございますけれども、そのときには、議員御発言のような形で、まず御高齢者の方の健康管理ということ徹底していただくということと、そしてまた、全体的な医療費との比較をしたときに、単純にはいきませんが、同程度であれば、インフルエンザの予防接種をする成果としてあるんじゃないかなということとで導入をしたわけでございます。

ただ、子供たちに対するインフルエンザの予防接種ということが全面的に推進していいものかどうか、そこらにはもう少し医学的にもいろんな課題もあると思いますので、今選択制になっているんじゃないかなと思いますけれども、ちょっと知識を持ちませんので、そこらにはもう少し調査をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

じゃあ、そこら辺の調査もよろしく願いしておきます。

それでは、新型インフルエンザについてお伺いいたします。

今現在、嬉野市として新型インフルエンザに対する行動計画というのはあるのかなのか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

この新型インフルエンザの対策なんですけれども、先日9月12日に杵藤保健福祉事務所において連絡会議が行われたところでございます。その中で、佐賀県及び杵藤地区の対応について協議がなされて、まず杵藤地区での健康危機管理連絡会議というのが設置をされました。この中にはそれぞれの医師会、そして嬉野医療センターなどの医療機関、それから消防本部、警察署、そしてまた管内の市町など13の団体ぐらいで設置されたところでございます。

嬉野市としての推進については、今後県とか保健福祉事務所の指示に従いながら行動をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

今、世界じゅうで懸念されている鳥インフルエンザが人への感染を繰り返すうちに人の体内でウイルスが変異し、人から人へと感染する新型インフルエンザの出現ということで、背景にある鳥インフルエンザウイルスというのは渡り鳥などによって運ばれてくるということなんですけれども、嬉野市の中で養鶏農家の方に対する指導や、また、屋外等で鳥を飼っておられる方などに対する感染予防対策というのは農林課の方で今まで指導があったのかどうか、お伺いいたします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

ただいま鳥インフルエンザに対する対策ということでお尋ねがありましたですが、現在のところ、農家に対する指導等で、私が知る範囲では対策等について存じておりません。

（354ページで訂正）

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

というのは、宮崎市においては養鶏農家に対して随時発生情報提供、また防疫の徹底指導、また市でアンケートをとりまして、鳥を飼っている市民の方に感染予防対策などを個別でとか、また市報等で呼びかけられておるわけですよね。今後そういう対策というのが嬉野市においても必要になってくるんじゃないかと、そういうふうに思いますので、お聞きいたしました。

実際このインフルエンザが嬉野市内、また近隣で発生した場合に、例えば個人の家で発生したとか、学校で発生したとか、また宿泊施設等で発生した、また病院などで発生したと、個別のそういう対策はそれぞれ違うと思うんですけど、いざ発生したときにどういう、先ほどちょっとお話しされましたけど、例えば現実に発生したときに連絡網なり市民への対応等どういうふうな形で今現在されるというのがわかれば教えていただきたいのですけれども。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

先ほどの話がありましたけれども、12日に会議がありまして、その中での資料に基づくとこの形になりますけれども、先ほど議員の質問にもありましたように、新型インフルエンザについては段階があるということで、フェーズ3というのが県内での発生段階ということで、県内で患者が発生を確認された時期ということになっておりますけれども、基本的には杵藤保健福祉事務所の方が主になって連絡を受けるとことになりますけれども、そのようなことになりましたら、例えば、症状が出たということで救急車を呼んだ場合とか、消防署の方から杵藤保健所の方に連絡をすとかというような形になっておりますけれども、指定医療機関としては嬉野医療センターを指定されているということで、連絡体制としては救急とか含めて杵藤保健所が主になって後の指示を出すというような形でという説明がありました。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

学校現場に対するお考えも教育長より伺いたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

お答えいたします。

新型インフルエンザにつきましては、県の教育庁より6月の下旬に通知が参っております。この新型インフルエンザが指定感染症として政令で指定をされたと、そのことによって学校保健法施行規則が改正をされたということで、その改正の中で、改正の趣旨とか改正の概要、あるいは留意点等を記してあります。

その中には、第1種伝染病というふうに見なすと、そういうことで、措置を講じることができるようになったということです。2種類の措置があります。学校長が拘留措置、設置者が拘留措置というのがあるようでございます。

それで、新型インフルエンザに児童・生徒が罹患したことが判明したときには、校長が治癒するまでの期間出席停止を講じることができること。それから、罹患の疑いがあると判明した場合には、医療機関等と十分連携を図った上で医師が伝染のおそれがないと認めるまで学校長は出席停止の措置を講じることができること。3点目が、児童・生徒、あるいは教職員が罹患の疑いや、あるいは罹患したことが判明した場合は、学校の設置者が医療機関や地方公共団体の保健部局等と十分連携をして、臨時に学校の全部あるいは一部を休業の措置を講じることができるというようなことが記されております。

そして、そのほかの留意点といたしまして、学校の設置者は、この新型インフルエンザについて正確な情報を教職員に提供すること。そして、そのことによって教職員が正しい認識を持つように努めること。学校が必要に応じて児童・生徒や保護者に正確な情報を提供すること。それから、学校が児童・生徒に発達段階に応じた適切な指導を行うこと。また、そのことによってインフルエンザを理由とした偏見が生じないようにすることということがなされております。

そういうことで、6月の下旬に通知が参っておりますので、現在養護研修会とか、あるいは学校長の研修会等を通して具体的に各学校でどういうふうに対応していくかということで検討を進めております。現在のところ、今までのインフルエンザと同じように手洗いとか、うがい等の励行を努めようということでやっておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

新型インフルエンザというのが流行しないというのが一番いいことなんですけれども、現実不幸に新型インフルエンザが発生した場合の処置として、今現在タミフルというのがあ
るわけですけれども、国内で2,100万人分の備蓄が必要とされているわけですが、このこ
とでちょっと載っていますので、「新型インフルエンザ対策の目的は、いかに死亡や重症患
者を減少させるかという点にある。多数の患者が発生しても、抗ウイルス薬タミフルで治療
すれば、死亡と入院を半減させることが可能と考えられている。キーポイントは、早目に診
断を受け、タミフルで治療するという日本で確立したインフルエンザ診療を、新型出現時に
着実に実行することである」、こういうふうに言われています。

このタミフルも48時間以内に接種しないとだめだということで、素早い対応が求められる
わけです。現在このタミフルが嬉野市として必要な分の確保の見通しがあるのか、また、約
半分の1,050万人分というのは、負担は都道府県でということになっているわけですが、
この負担に関しても嬉野市としての負担は発生するのか、そこら辺をお伺いいたします。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

先ほどの会議があったと申しましたけれども、そのときのあれで、佐賀県が今年度と来年
度、2年間で県人口の7%分という、7万2,000人分を備蓄するというで予定をされて
いるようです。ちなみに、ことし半分の3万6,000人分、来年度同じく3万6,000人分とい
うことで県の薬剤師会等にも協力を依頼して備蓄をするということで話がありました。

以上です。（「予算。要するに、この分の嬉野市の負担があるのか」と呼ぶ者あり）

この辺について、負担金とかそういうようなことまでまだ話がありませんでしたけれども、
一応県において備蓄をするということで話を伺ってまいりました。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

わかりました。

とにかく今後は市民の皆様への、皆さんこのインフルエンザというのに関しては相当不安な部分があるとわかっておりますので、正確な情報提供が不可欠ではないかと、そういうふうに思っております。市報また市のホームページ等で新型インフルエンザの状況等をお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

この会議の中でも、ちょっと冒頭ですけれども、2003年以降、鳥及び人についてもH5N1型による感染が確認をされたという国が世界で10カ国あります。そこに行かれた方については検疫所等による検査とか、その後の10日間の健康状態のチェックとか、そういうのがありますけれども、その死亡国というのはアジアが多いわけですけれども、アゼルバイジャン、カンボジア、中国、ジブチ、エジプト、インドネシア、イラク、タイ、トルコ、ベトナムということで10カ国での人の死亡がっております。そのほか40数カ国において鳥についてのH5N1型の感染が確認されたということになっておりますけれども、こういうようなことも含めて今後市報とかいろんな機会を通じて周知をしたいと思っておりますけれども、逆にあおるような形になっては困りますので、とにかく最初からちゃんとした流れの中で説明をしたいというふうに思っております。今後とにかく広報については努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

梶原議員。

3番（梶原睦也君）

今言われましたように、本当に特別に不安をあおるということは避けるべきだと思いますが、現実には起きた場合に死者も相当出るという、こういうことでいろいろな報告では相当な、例えば死者が210万とか経済的打撃が20兆円に上るとか、そういう報告もあります。現実に

嬉野市民3万人の命を預かる行政の責任というのは極めて重大だと、そういうふうに思っております。

ちょっとここでまた紹介なんですけど、読売新聞の記事に載っていましたが専門家の話ですけど、「日本はインフルエンザ診療では世界で最も進んだ国である。これを生かせれば、新型インフルエンザによる被害を最小に抑えることも可能と思う。日本の新型対策が抗ウイルス薬やワクチンではなく、「うがい、手洗い、マスク」が中心となるような事態だけは避けなければならない」。

通常今までのインフルエンザ対策ではだめだというふうに言われております。今後嬉野市としても新型インフルエンザ問題というのは単なる医療問題としてとらえるのではなくて、嬉野市における危機管理の問題、そういう意識に立った体制整備づくりが必要だと思っておりますが、市長の見解を求めまして、私の最後の質問とさせていただきます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言の趣旨については理解をいたしております。

以前も鳥インフルエンザが発症した時期があったわけでございますけれども、養鶏農家の方の御苦労は大変なものがございました。会場周辺の消毒とか、また立ち入る場合の一回一回の消毒とか、非常に御苦労をされて、嬉野市内でも対応されたわけございまして、幸いにして感染するということはなかったわけでございます。

そのようなこともございまして、先般広域で既に会議も開かれておりますので、十分県と連絡を取り合いながら、このことについては対処をしてみたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。（「以上で質問を終わらせていただきます」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

これで梶原睦也議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで3時10分まで休憩をいたします。

午後2時58分 休憩

午後3時9分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問の議事を続けます。

なお、その前に、先ほどの梶原議員の質問に対して答弁の訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

議長の許可をいただきましたので、先ほどの梶原睦也議員に対する答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど鳥インフルエンザに関連いたしまして、養鶏農家の指導はどういうふうに行っているかということでしたが、特段指導をしていないということの答弁を申し上げましたが、現在、養鶏農家を巡回した際に異常種が見つければ西部家畜保健所と連携いたしまして、その場での検査を行ってある状況でございます。

大変申しわけございませんが、訂正しておわびさせていただきます。どうも失礼いたしました。

議長（山口 要君）

それでは、一般質問の議事を続けます。

4番 秋月留美子議員の発言を許します。

4番（秋月留美子君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をいたします。

傍聴の皆様におかれましては、長時間の御清聴ありがとうございます。いましばらくの御清聴をお願いいたします。

今回私は、次の四つの質問をいたします。

景観計画について。

さきの6月定例会では、総合計画の策定後に景観計画の策定を行うとの回答でしたが、景観計画・区域を盛り込んだ総合計画にすべきではと考えます。

関連としまして、古湯温泉再生について。

嬉野のシンボル古湯温泉の歴史と再生の経過をドキュメントに残しては、できたら映画がいいんですけども、予算の都合上、無理でしたら何か映像に残したらと考えます。

2番目、少子化対策について。

産前・産後の家事・育児支援制度を。

例えば、家事全般のヘルパー助成や電話、インターネットホームページで悩み相談に対応できる仕組みなど。

3番目、学校給食の時間について。

一部ですが、少々短いのではとの声もあります。学校給食の意義として、健康教育、人間育成の場（時間）という観点から最も大切とされる給食の時間、その中の喫食の時間、正味食事を食べる時間ですけれども、をふやすべきと考えます。

4番目、身障者用トイレについて。

現在、公共施設などに設置してある身障者用トイレが幾つか使用しにくいとの声があります。今回、楠風館とシーボルトの足湯の2件について、実際身障者の方に検証していただきました。観光立国・福祉の里を目指す嬉野市として、今までの施設、これからの施設について、ユニバーサルデザインを配慮した対応をすべきだと思います。

それでは、1番目の景観計画についてですが、6月の一般質問で総合計画の策定後に景観計画の策定を行うとの回答でした。しかし、そのお答えにどうしても納得がいかず、再度質問をさせていただきます。

市長は、昨年12月、嬉野町長のときに古湯を核とした景観を配慮したまちづくりに取り組むということで、知事より景観行政団体の同意を受けられました。同意を受けられるためには県との協議をなさってきたと思うのですが、それはとりもなおさず、古湯を核としたまちづくりを行うということにほかならなかったと思います。嬉野町としての取り組みで総合計画とは離れた次元で進められてよいのではと考えます。

塩田津の重伝建指定地域の建物についての補修の取り組みも着々と進められているようです。昨日の6番議員へのお答えでもありましたように予算もつき、9月より取りかかるとおっしゃっています。古湯もまちとしての取り組みで行ってよいのではないのでしょうか。古湯だけ大正ロマンのイメージででき上がったとしても周辺の景観が今のままでは魅力も半減しますし、古湯も含めた周辺の一体的な整備が必要だと考えます。景観行政団体として電線地中化の支援も受けられるでしょうし、また、私権制限など難しい問題もありますが、商店街、観光地近辺の沿道地域などにおいて屋外広告物の色や大きさや規制、共同設置の義務づけなどを定めることにより、景観のすぐれた町並み、観光地の形成を図ることができると考えます。

温泉を利用される方は多岐にわたると考えます。高齢者の方々、子供たち、障害者の方々、

観光客、地元の住民はもちろんのこと、療養に温泉の効果を求めて訪れる方がたくさんいらっしゃいます。そんな方々に温泉で体を温めていただき、風景でいやされ、人々の笑顔にほっとする。訪れてくださった方に感謝の気持ちでもてなす。それが観光地である私たちの責務であり、そのためにも早急な景観区域の指定、景観計画の条例策定をすべきだと考えます。6月の一般質問でお答えいただきました担当部署の確定と庁内での連携の確立をしなくてはならないとのことでしたが、どうなっていますでしょうか。進捗状況をお答えください。

壇上での質問はここまでで、残りの質問は質問者席で質問させていただきます。

議長（山口 要君）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

4番秋月留美子議員のお尋ねについて、お答えを申し上げます。お尋ねにつきましては、景観計画についてということでございます。

それでは、お答えを申し上げます。

昨年12月に佐賀県第1号で景観形成団体に指定を旧嬉野町が受けたところでございます。当初の計画といたしましては、議員御発言のように、古湯周辺の景観についての整備を目的といたしております。原則は変えることはありませんけれども、計画作成につきましては、新嬉野市の誕生という契機でございますので、市全体の計画として検討することができればと考えておるところでございます。

以前の議会でもお答え申し上げましたように、合併後、新市の総合計画も策定することで、既に業務を開始いたしております。今回の総合計画につきましては、新しい自治体ができたと非常に大切な総合計画と考えております。すべての施策が総合計画と乖離しては考えられませんので、景観計画につきましても、総合計画の策定に合わせて検討されるべきであると考えておるところでございます。

この議員御発言のことでございますが、既に景観計画策定のための作業も開始をしておるところございまして、担当は企画の方で担当しておるところでございます。市民の皆様の御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上で秋月留美子議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。と思います。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

もう一つ、市内での連携の確立ということですが、連携はどのような課で行われる予定でしょうか、もうそれも決まっていますでしょうか。それから、始まっているということですがけれども、どういうふうに使っているのでしょうか。その辺をお答えください。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

まず、市内の連携ということはこれからになると思います。それで、既に担当部を企画に設定いたしまして、重点的に業務を行う職員も決定をしたところでございます。今、職員の方で私どもの景観形成団体の指定の経緯、また近隣の情報等も収集をしておるところでございます。非常に数多くの仕事をさばっていかなければなりませんので、まず市内といいますが、市役所内の市内でメンバーをつくるようにという指示をいたしております。そしてまた、市役所外の市内の皆さん方、そういう方のネットワークもつくって努力をするようにということで指示をしておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

6月の一般質問で市内での連携の確立というお答えでしたので、12月の定例会のときにはぜひ確立をお願いいたします。

武雄市は御船山とか温泉街、黒髪山を景観地域として取りかかられています。また、市長の判断で駅前の鉄塔を木にかえたりとかの配慮もなされています。景観法の方針はまちづくりの大きな計画、プランを立てて、その中でまちに見合った独特の景観をきっちりと整備していくためにこのような法をつくったという概念、一生懸命景観づくりに努力していく市町村には支援を惜しみませんよという制度ということだと思います。せっかく他市に先駆けて景観行政になったのに生かさない方はないと思います。

景観法第7条に、景観行政団体となる市町村は、その旨を公示しなければならないとあります。公示されているから、例えば私が景観行政団体とインターネットで検索しましたら

嬉野町と出ました。だから、しっかりと意思を表明されています。その後に合併することはわかっていたことですし、嬉野市としての総合計画の後、しかも2年後と6月議会のお答えでしたけれども、遅いと思います。同意を受けた嬉野町と今現在の嬉野市のトップ、首長は同じ人ですから、合併があったからそれはちょっと先送りになるというのは何の理由にもならないと思います。その意思でもってすぐにでも計画、区域の策定をしていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

景観計画につきましては、今担当が取り組みを行っておるところでございます、今担当が調査をした段階でも、私に話してきておりますのは3年から4年かかると。そういう計画を2年でつくれという指示をしておるわけでございますので、非常に厳しゅうございますということでございます。議員御発言の趣旨がどのようなところにあるのか、十分理解いたしておりませんが、景観計画というものにつきましては、まず市全体の総合的なまちづくりの中で計画されるべきであろうというふうに考えておまして、まずそこをしっかりと踏まえて、そして、それぞれ私権の制限ということも入ってまいりますし、いわゆるまちづくり全体の、これについての市民の御理解をいただくということになっていくのではないかなというふうに思っております。

御承知のように、私どもといたしましては、計画の後にまた条例等も作成するわけでございますので、そういう点で1年、2年でできる計画というふうな御理解が私としては非常に厳しいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

商店街とか、もう改装をしたり、看板を新しく作りかえたりとか、そういうところもあると思います。そういうところに対して、やっぱり古湯が大正ロマン風にして、それに見合ったような景観にさせていただくためには、条例をつくって市からの規制をきちんとして

いかなければいけないと思います。

電線共同溝はまだいいとしましても、そういうところからきちとしていなくちゃいけないと思います。だから、条例を早くつくっていただきたいと、そういうところの趣旨から私は言っております。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

いわゆる条例を制定するにつきましては、やはり市民の御理解が第一であるわけございまして、簡単に言いますと、景観計画を策定する段階でも多くの市民の御理解をいただかなければこれは成り立たないわけございまして、一つは景観計画をつくることにおきましても、計画段階でもやはり市民の方の御理解をいただくのに私は1年以上かかるんじゃないかなと思っております。そしてまた、つくりましたその計画について御理解をいただくことにも1年以上の時間がかかると。そのくらいの時間をかけてじっくりじっくりやっけていかなないとなかなか難しいものだというふうに考えておるところでございます。卑近な例で申し上げますと、例えば塩田津の伝建地区におきましても、1年、2年でできたわけではないというふうに私は理解しています。やはり相当以前から塩田地区の皆さん方が地域を挙げて伝建指定に向けて頑張っていこうというところから努力されてきて今があるわけございまして、それ以上の計画をつくるわけございまして、パブリックコメント一つにしても、やはり半年以上かけないと成果としては出てこないわけございまして、そういう点ではやはりこの全体的な流れというものは把握して私も努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

ちょっとここ、嬉野中心商店街地区の資料、こんなふうに御存じだと思いますけれども、これを作成するのに、これが平成10年にできております。ということは委員会とか立ち上げて平成8年から始められたんじゃないかなと思いますけれども、この冊子つくったりとか、

この中にもすばらしいアンケート調査も商店街の方からもされています。こういう費用はどのぐらいかかったんでしょうか。この担当でされた方、お答えいただけますでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

それにつきましては、商店街の御理解をいただいてつくらせていただいたと。補助事業でつくったと思っておりますけれども、それをつくるには商店街の方が恐らく10年以上努力をしてこられて、それを成果としてまとめていきたいと。市街地再生計画のものと思いますけれども（「すばらしい、いいこと書いてあります」と呼ぶ者あり）と思います。そういうことで、商店街の方がそれこそ何年もかけて視察研修を重ねられてつくられた計画であるわけでございます。そういうものに基づいて私どもとしては、昨日申し上げましたけれども、古湯地区の石畳の整備とか、また瑞光寺地区の石畳の整備とか、そういうものをこういう計画があるからということで県に申請をして県の補助をいただいて取り組みをしたということでございます。そういうことでございますので、計画自体もやはり何百万円かかけたと思っております。

また、それ以前も相当の期間、10年以上の期間があったのではないかなというふうに理解しております。私が就任以前から商店街の方が努力をしていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

過去にもいろんな委員会を立ち上げて検討がなされてきたと思います。そして、このように本当に九大の教授に指導をいただいてアンケートもきっちりととってあります。予算を立ててあったりとかしてあります。こういう立派な計画、市街地総合再生計画策定業務報告書と書いてあります。こういう立派なものもあります。そういうこともありましたから、私はもう機が熟しているんじゃないかなと判断をいたしました。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

議員御承知のように、いろんな補助事業を申請して事業を起こすところございまして、すべての補助事業を行うには正式な計画というものをつくらなくてはならないわけございまして、その補助事業につきましては、先ほど申し上げましたような、それをもとに、例えば、商店街の方が店舗を改装したりされるときにいろんな制度、資金等を利用しておられるわけございまして、その利用をするために計画をつくったということでございまして、事業事業は一つ一つ成果としては上がってきておるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

確かに道路の整備など、ここに書いてありますように現在なっているところもあります。

それでは、連携の課を12月に決めていただくということと、それから先ほど住民アンケートやパブリックコメント、ワークショップを行い進めていくとおっしゃいました。住民の理解や協力はもちろん不可欠だと思われまます。観光関係者の方々や旅館経営者の方々、住民への説明会を行われる予定はないでしょうか。

市長は、もうこれまでふれあい対話集会を幾回となくなさって意欲的に各地区の住民の声を聞く場を設けられました。こうしたい、こうなってほしいという気持ちはあっても住民には詳しい法律や手段がわかりません。ぜひ説明会を開催してください。12月の定例会までにこの2件をお願いしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

非常に申しわけないんですけれども、12月までにそういうことをするということはできないというふうにお答えせざるを得ないと思っております。

今申し上げましたように、今担当が設定をされまして情報収集をして、そして、これから

組織を市役所の中であつていくわけでございます。その中で、この景観計画をどのように進めていくのかという話し合いをいたしましてスケジュールをつくりまして、それを計画策定のための公的なスケジュールにのせていく必要がございます。そこでまた来年度は予算等もお願いいたしまして、そして、今度は市民の皆さん方の御意見もいただきながら計画を策定していくと、そういうスケジュールでやっていかないと、いきなり市民の方に集まっていたら、こうします、ああしますというのが一番説明不足を招くわけでございますので、そういうことではなくて、私どもが体制をつくり上げましてから、そして、進めていく中で幅広い御意見をいただいていくということになるのではないかなと思っておりますので、12月以前に市民の方を集めてというふうな簡単な計画ではないというふうに私は理解しておりますので、そういう点でしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

はい、わかりました。

それから、先ほど10番議員の中にあつたんですが、審議会についてなんですけれども、総合計画についてなんですけれども、質問された審議会についてお尋ねします。

9月5日の佐賀新聞に「新総合計画案を諮問」というのが載っていました。これは総合計画を策定している佐賀市のことなんですけれども、ちょうどこれを私も知りたかったから書いていたんですけれども、先ほどの10番議員の中でちょうどこのことかなと思って、もう一回お尋ねしたいと思えます。

「合併後の新市の総合計画を策定している佐賀市は4日、計画案を審議会（稲田繁生会長、四十五人）に諮問した。五つの分科会で論議を深めてもらい、11月上旬に答申を受けた後、12月定例議会への提案を予定している。」とあります。「計画案では、各施策で市民協働のまちづくりや計画の実効性を高めることに力点を置いた。市民と行政のそれぞれの役割事例を列記したり、目指す成果と数値目標を掲げ、予算配分もその評価に応じて「選択と集中」を強めていく。」とあります。このことについてまだ私もわからないんですけれども、よかったらちょっと説明をお願いいたします。

また、嬉野の総合計画に審議会というものがつくられていくのか、その辺もお願いいたし

ます。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この総合計画についての予算的にも既にお願しているわけございまして、議員御発言と同じような組織は既に嬉野市でもでき上がっておりまして、役員体制もできております。既に1回目の会議は済ませていただいたということでございますので、佐賀市の方が少し早いかもわかりませんが、私たちのスピードも余り遅くはないというふうに理解をしておるところでございます。同じような形でできておるということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

ちょっと内容をお尋ねしたかったですけれども、まだ私もわかりませんので、また勉強しておきます。

またまた古湯温泉再生についてですが、まちづくりに物語をつくる絶好の機会と考えます。一般質問通告書にはドキュメントと書いていますが、できましたら本当は映画がよいのですが、自主制作となると予算がとてめにかかるかと心配です。かつての古湯温泉を知っている方には懐かしさと思い出を、若い人たちには愛されてきた歴史を知ってもらい親しみを覚えてもらおう。7月だったと思いますが、嬉野中学校の生徒さん方がぜひ再建に役立ててほしいと集めた50千円を寄附されました。古湯にそれほどなじみがなかった子供たちでさえ再建されることに夢を持っています。そこからでもドラマができると思います。

そして、塩田津の方にも同じことが言えると思います。江戸から明治の建物が100戸近く残っている。重要伝統的建造物群に認定されたものは全国でも50個、60個と聞きます。先人が残してくれた、そんなすばらしい歴史的に価値ある財産を次代につなげるべく努力している今の人たちとともに映像に残すべきだと考えます。塩田町の住民と嬉野町の住民で、そのできた映画をお互いに見る。お互いを理解し合う絶好の機会だと考えます。また、その映像は外にも発信し、嬉野市のイメージづくりになることと思います。行政と市民の協働のまち

づくりの成果にもなります。いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

古湯の再建について、ドキュメントをつくったというお尋ねでございます。

古湯につきましては、リーディング事業として既に再建に向け協議を行っておるところでございます。記録として残すことにつきましては、既に解体時につきましては、それまでの歴史と経過について冊子に取りまとめてをいたしたところでございます。再建につきましては、御意見等ありますように、例えばビデオなどの記録として残すことができれば市民の御支援をいただき、復活した古湯として親しみを今まで以上に持っていただくのではないかなと考えておるところでございます。

御意見につきましては、再生の経過などの記録方法につきまして、既にリーディング事業の審議会が発足しております。そしてまた、部会も発足をしておるようでございますので、そちらの方に御意見としておつなぎをいたしまして、実現に向けて御検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

武雄市でも「がばいばあちゃん」の撮影地として話題を今さらっています。市は15,000千円ほどの宣伝費を使ったと言いますが、その宣伝費も効果が大きくて、すぐ取り戻すんじゃないかなと思います。嬉野市の方も塩田津と古湯と両方のドラマをつくったら本当にすばらしいんだと思います。ぜひよろしく願いいたします。

議長（山口 要君）

答弁要りますか。（「先ほどいただいたから」と呼ぶ者あり）いいですね。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）じゃ、次の質問を続けてください。

4番（秋月留美子君）

それでは、2番目の少子化対策についてですが、年々減少傾向で歯どめがきかない状態で

す。唯一ふえているところは、小学校6学年卒業まで医療費全額無料など思い切った政策を打ち出しているところです。嬉野市においても、さまざまな対策を講じ努力をなさっています。産前産後の育児支援制度をとということですが、出産の前後1カ月ほどは思うように身動きがとれません。実家でのお産や養生ができる場合はよいのですが、不可能な場合、食事の支度、洗濯、掃除、買い物など、また出産後は乳児の世話や上の子がいる場合はその世話などが大変です。子供が産まれる、家族がふえるととてもうれしいことではあるのですが、不安でもあります。それだけでなくもマタニティーブルーの言葉もあるように憂うつになったりもします。私が申していますヘルパー助成ということですが、既に鳥栖市で実施されています。それはそのヘルパーを利用した場合、平日午前8時から午後7時までを1時間770円のうち270円を市が負担する。利用者は500円を支払うというワンコインサービスが受けられる制度です。

それからもう一つ、インターネットでの悩み相談やホームページでの市の情報に対してですが、その時期は余り外にも出たくありませんし、心配事もたくさんあります。核家族も多いと思います。今の若いお母さん方の情報源はインターネットが当たり前だと思います。その辺についても市の方の取り組みはどんなふうになさっていますでしょうか。市長よろしくお願いいいたします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

少子化対策についてということでございます。

育児の悩みなどを相談することによって軽減されるということは十分予想されるところでございます。携帯電話による育児相談につきましては、以前、佐賀県第1号として実施をしてきたところでございます。また、育児支援家庭訪問事業も以前から行っております。新嬉野市におきましても実施いたしておりますので、議員御発言につきましては、対応できているものと考えております。また、今後も充実できるように努力をしてみたいと思います。

また、電話相談等につきましては、市役所に直接お電話いただきました場合でも担当課で御相談に応じておりますので、お気軽にお電話等もいただければと思っています。また、嬉野市も負担しておりますけれども、広域で小児医療機関の運営等も行っておるところでござ

います。また、佐賀県におきましては、佐賀県の医師会に依頼をされまして、委託をされまして、小児の救急相談等も行っておられるところでございますので、そこらを組み合わせて御利用をいただければと思っております。

議員御発言につきましては、市民へのお知らせがまだ不足をしているのではないかなと思っておりますので、今後、小児健診相談というのがずうっとあっておりますので、そういう際にも、こういうことを市、県、合わせてやっておりますということをお知らせしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

先ほど市長のお答えは、私が言っている趣旨とは違うような感じがします。ヘルパー助成というのはもっと気軽に利用できる、そういうものが欲しいということです。そのことに関してはどんなでしょうか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このヘルパーの関係につきましては、既に嬉野地区でNPOの方が開設をしておられるということで利用者もあるというふうに聞いておりますので、そこらにつきましては議員も御承知のことだろうと思って、お答えもしなかったわけでございますけれども、今後いろんな状況等も把握をしながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

はい、わかりました。そしたら、啓発を市報とかでよろしく願いいたします。

3番目の学校給食の時間についてですが、もっとゆっくり食べたいという生徒の声を取り上げてみました。主に女子生徒の声なのですが、福沢諭吉の文明論の中にある「自由の気風

は必ず反対意見が自由に発表され、少数意見の権利が保証されるところにのみ存在する」の言葉をかりまして、質問いたします。

本来、食べるという字は人をよくすると書きます。また、市長もさきの定例会の際、身土不二についてお話しなさいました。これは日本古来の考え方で、その土地に長年培われた食べ物はその土地に暮らす人にとって一番優しいということです。また、スローライフ、スローフード、食育など、食の大切さが叫ばれている昨今、果たして給食の食事の栄養分がその食べる時間でしっかりと吸収できているのだろうかと思いました。

このことに関しまして、市内12校の小・中学校のうち6校にお尋ねしてみました。小学生が給食に費やす時間が45分、中学生が30分ないし45分で、この時間は準備と後片づけの時間も入っています。この時間のうち正味食べる時間、喫食時間と言いますが、小学生20分ないし25分、中学生が15分ないし20分ということでした。何人かの生徒に直接聞いてみましたが、小学生はさほど短くは感じない。中学生では、10数人聞いた男子生徒では短いとは感じない。4人の女子中学生のうち3人が少し短いと感じるとの回答でした。

ある女子高校生は、中学のときはもっとゆっくり食べたかった。後片づけの人が昼休み時間を遊びたいために早く片づけを終わらせてたくて片づけてしまうので、ゆっくり食べられなかったとの回答でした。

各学校の先生方のお話でもいろいろな話を聞くことができました。平成15年、16年と2カ年体育学校センターの学校家庭地域連携推進協議会の指定校となられた小学校では、家庭での意識の高まりなどあり、不登校ゼロの要因でもありと考えられ、食に対し家庭との連携が大切とのお話でした。その小学校では食べる時間が25分あればよい。30分あれば理想とのお答えでした。また、三角食への奨励やセルフ方式によって好き嫌いをなくすなど、ほかの学校でも努力をなさっています。セルフ方式では残滓が おかずが全くなかったということですが、残滓が全くなかったなど中学校ではよい結果も出ています。そして、運動での身体能力もすばらしく、各スポーツ大会でもすぐれた結果をおさめているとのこと。

保護者へのアンケートでも給食のウエートは大きいということです。中学校の給食時間が短いようですが、先生方の判断は義務教育最後の場であり、給食は集団生活で行う唯一の共同作業、訓練の場でもあり、人間育成にも大きな役割を持つものとする。時間に関しては十分であるとの回答でした。気になりましたのは、これは小学校、中学校、両方においても

ですが、新1年生が時間がかかるとのことです。いずれもその子たちはマン・ツー・マンで特別支援を行っているとのことでした。ゆっくり食べるということは悪いことではないと考えるのですが、そのことで団体生活の中でほかの子に迷惑がかかるのではとか、その子が引け目を感じるのではというようなことが心配です。

今見直されているスローフード、スローライフ、食育を考える時代の流れに沿った時間配分が必要なのではと考えます。教育長、お答えをお願いいたします。

議長（山口 要君）

教育長。

教育長（池田 修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

学校給食の意義、健康教育、人間育成の場という観点から学校給食があるんだということには全く私も同感でございます。給食、いわゆる食事をするときが私たち人間というのは一番心を開くと言われておりますので、栄養的な面だけでなく、いわゆる心の交流と楽しく、食べる時間というものも必要であろうというふうに思っております。

質問をいただきましたので、各学校に実態を調査いたしました。各学校に若干違いがありますが、ただいま議員御指摘のとおり、小学校では給食の時間が45分から50分、中学校では35分から40分と、こういうふうになっております。実際の食事の時間となりますというと、小学校では25分から30分、中学校で約20分程度というふうになっておりました。時間の差があるというのは、その学校の児童・生徒数、それから学校の構造、そういうこととも関係をしているようでございます。いわゆる配ぜんの時間に長短が生じるというふうなこともあるようでございます。

実態調査をしてみますというと、かなりやはり食事に要する時間というのは個人差があるということです。以前はどの児童・生徒も案外早く食すことができたところ、最近は早い生徒もおるし遅い生徒もいると。かなり個性的な食事の仕方をするということです。

それからもう一つは、食事のメニューによっても違う。大変その食事が好き、いわゆる子供たちが好きなハンバーグとか、あるいはカレーとか、そういうときには物すごく早く済むというんですね。ところが、野菜が多かったり魚があつたりするということかなり時間がかかるということで、メニューとも関係していると。

それから、その日の児童・生徒の体調とも関係があると。体調がよい生徒はかなり適切な

時間の中で食べることができる。しかし、体調が悪い生徒はやっぱり時間がかかるという
ような報告がなされております。

それで、学校の方でどういうふうな対応をしているかということですが、できるだけ
配ぜんの時間を短くして、実際に食べる時間を長くするような努力をしているということ
です。配ぜんが円滑にできるような体制づくり、例えば、給食の時間は、いわゆる給食をす
る者は、配ぜん係以外の者はきちんと着席をして待つと。係の分担をふやすとか、あるいは
給食当番だけは早く準備できるように少し早目に給食の当番に行かせるとか、そういうふう
な配慮をしているようでございます。

それから、食事に要する時間に個人差があると。これにはどういうふうな配慮をしている
かということですが、とにかく全員が食事を終わるまで待つと。それから特に遅い児
童・生徒は特別に延長を認めていると。そして、先ほど話がありましたように、この給食の
時間の後に45分の休憩時間が入っております。昼休みがあります。それで、ふだんはですね、
大体昼休みの、いわゆる給食の時間のチャイムが鳴った時点でおごちそうさまをして、その
後、片づけをしているような状況でございます。そういうことで、今のところですね、この
時間配分で不十分であるというふうに感じている児童・生徒はいないということございま
す。

ただ、先ほど申しましたように、食事のメニューとか、あるいは児童・生徒の実態、いわ
ゆる体調等に応じて日によってはそういうふうなことも起こり得るというようなことござ
いました。

以上でございます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

今、教育長からいただきました答えは、本当に札幌市の小・中学校に書いてありました。
私が調べた中であつたんですけれども、本当に同じような答えでした。札幌市の小・中学校
ですが、あちらの方でも小学校が40分、中学校が35分ということです。そこから準備や後片
づけなどの時間を差し引くと実際に食事をする喫食の時間は、小学校でおよそ20分から25分、
中学校で15分から20分となっているということです。この喫食時間について、当運営委員会
で調査した児童・生徒、保護者に対するアンケートから、もっと時間が欲しいという結果が

出ているということもありました。

給食に当てられる時間は、ほかの学習カリキュラムなどとの関係から、限られた時間の中で実施しており、現実的に給食時間をふやすために他の学習カリキュラムなどに影響を与えることはできない状況である。したがって、このような事情で、給食の時間全体をふやしていくことが困難であるのなら、配ぜん、下ぜんの体制を工夫して、学校給食の意義、健康教育とか人間の形成の場という観点から、喫食の時間をこの中からやりくりしてふやしていくべきであるというふうに書かれています。教育長がおっしゃったことと同じだと思います。そのような観点で進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（山口 要君）

答弁は。（「はい、もう」と呼ぶ者あり）いいですか。じゃあ、次の質問に入ってください。（「はい」と呼ぶ者あり）そのまま結構ですから。

4番（秋月留美子君）

最後の質問ですが、現在設置してある楠風館とシーボルトの足湯にある身障者用トイレの2件について、身障者の方に協力していただき、車いすで実際に検証していただきました。塩田町にある楠風館のトイレは入って突き当たりの左側にあり、右には子供用のなのか、また骨盤形成不全症の方用なのか、小さ目の和式の便器が備えつけてあります。問題はこの和式便器なんですけど、左手の障害者用の洋風便器に車いすから移ろうというとき、車いすの方向転換を行う場合、車いすの車輪がよほど注意しないと右手の和式便器に落ちる可能性があります。それともう一つ、できたら手洗い場の鏡の取り付けなんですけど、壁にべたっと平面に取りつけてあります。それは少々斜めの方がいいということでした。

もう一つ、嬉野町にあるシーボルトの足湯の障害用トイレについてですが、これは商店街で管理なさっていると思います。商店街の中にある唯一の公共トイレであると考えましたので、ここで質問の中に入れさせていただきました。

このトイレはトイレ内での方向転換ができないので、トイレに入るときから後ろ向きで入らないと無理だということでした。また、取っ手が右と左、両方にあるんですけど、左側の方が可動式でないと使用しにくいとのことです。私が調べましたのはこの2件ですが、ほかにも把握されていたらお教えください。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。公共施設の障害をお持ちの方用のトイレにつきましては、整備を進めておるところでございます。県内の自治体としては、最も早くオストメイトトイレ等の設置もいたしておるところでございます。障害をお持ちの方が安心して外出していただくためには、気軽に御使用いただけるトイレが必要であるということで設置をしているところでございます。

議員御発言のトイレにつきましては、設計の段階では、いわゆる条件をクリアしておるところでございます。そういうことで適合した設計となっております。今、しかし障害者の方の直接の御意見をまとめてお聞きいたしましたので、私どもといたしましても、もう一回ですね、実際使われる方の御意見をお聞きしまして改造できるかどうか検討をいたしまして、できるものがあれば取り組みをしてまいりたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

いずれにしても、今までの施設の見直し、これからの施設については専門家の御助言をいただくなど、考えていただきたいと思います。例えば、佐賀大学の助教授でいらっしゃるかと思いますが、ユニバーサルデザインの研究者の松尾清美先生など、この先生は御自身が障害者であられ、障害者の立場を理解していらっしゃいます。障害者の施設は、ほんのちょっとしたのさじかげんで違うと言われます。これまでの施設への見直し、これからの施設にはさきの先生の御助言をいただき、ほんのちょっとしたのさじかげんを大きく取り上げ、嬉野市はユニバーサルデザインをしっかりと考慮してある、地元にはもちろん、訪れる人にも居心地のよいまちづくりを目指していただきたいと考えます。

私の質問はこれで終わりにさせていただきます。

議長（山口 要君）

これで秋月留美子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。大変お疲れさまでございました。傍聴者の方々も大変お疲れさまでございました。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時57分 散会